

横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日 こ保運第 1 号（副市長決裁）
最近改正 令和 8 年 4 月 1 日 こ保給第 234 号（局長決裁）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 31 条第 1 項に基づき横浜市長が確認した特定教育・保育施設（以下「施設」という。）及び第 43 条第 1 項に基づき横浜市長が確認した特定地域型保育事業者（以下「事業者」という。）に対して保育・教育施設向上支援費及び地域型保育向上支援費（以下「向上支援費」という。）を支給する場合について必要な事項等を定めるものとする。

（請求方法等）

第 2 条 向上支援費の請求方法等に関しては横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱（以下「給付費要綱」という。）第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 5 条を準用するものとする。

2 施設及び事業者が向上支援費の支給を受けようとするときは、当月 1 日における施設及び事業者の保育・教育の実施状況を各施設及び事業者用の「向上支援費加算状況等届出書」（第 1 号様式の 1 から第 1 号様式の 8 及び第 1 号様式の 10）（以下「届出書」という。）により毎月 15 日までに横浜市長に提出するものとする。

3 施設及び事業者（家庭的保育事業者を除く。）が、保育者業務支援事業費助成、食育推進助成、看護職員雇用加算、外国人児童保育事業助成、ローテーション保育士（保育教諭）雇用費、保育補助者雇用経費、保育士育成促進費、補助員雇用費、年休等代替職員雇用費、家庭的保育者 1 名分加配加算及びスポット支援員配置助成のうち、それぞれの施設・事業種別に応じて適用される加算項目の支給を受けようとするときは届出書の提出に併せて、各施設及び事業者用の「雇用状況表」（第 2 号様式の 1 から第 2 号様式の 3 まで及び第 2 号様式の 5 から第 2 号様式の 8 まで）を毎月 15 日までに横浜市長に提出するものとする。なお、最初の請求時及び保育士等の職員に変更があった際は、保育士証や幼稚園教諭免許状、子育て支援員研修修了証等の資格を証明できる書類の写しを併せて横浜市長に提出するものとする。

また、施設が外国人児童保育事業助成の支給を受けようとするときは、併せて横浜市外国人児童及びアレルギー児童保育取扱要領に定める区福祉保健センター長あてに提出済みの外国人児童報告書の写しを横浜市長に提出するものとする。

4 家庭的保育事業者が保育者業務支援事業費助成、食育推進助成、医療的ケア対応加算、補助員雇用費及びスポット支援員配置助成の支給を受けようとするときは「雇用状況表」（第 2 号様式の 4）及び「家庭的保育補助者（補助員）雇用実績報告書」（第 5 号様式）を請求書の提出に合わせて横浜市長に提出するものとする。なお、最初の請求時及び家庭的保育補助者等の職員に変更があった際は、保育士証や子育て支援員研修修了証等の資格を証明できる書類の写しを併せて横浜市長に提出するものとする。

5 施設及び事業者がアレルギー児童対応費の支給を受けようとするときは、年度当初分

については、助成を受けようとする月の 15 日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の場合はその前の平日）までに、毎月 1 日時点の児童の人数に変更があった場合は、変更があった月の 15 日までに横浜市外国人児童及びアレルギー児童保育取扱要領に定めるアレルギー児童数報告書及び「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」（平成 26 年 3 月横浜市こども青少年局発行）に定める利用定員に対するアレルギー対応のための「保育・教育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（以下「生活管理指導表」という。）の写しを施設及び事業者所在区の福祉保健センター長に提出するものとする。なお、アレルギー対応マニュアルを施設及び事業者で作成している場合は、年度初めに、アレルギー対応マニュアルを福祉保健センター長に提出するものとする。

また、届出書の提出に併せて、区福祉保健センター長あてに提出済みのアレルギー児童数報告書の写しを横浜市長に提出するものとする。

- 6 施設及び事業者（家庭的保育事業者を除く。）が産休等代替職員雇用費の支給を受けようとするときは、届出書の提出に併せて、「産休等代替職員雇用費実績報告書」（第 3 号様式）に産休等の事実を証する書類、産休等職員の雇用契約書等の写し及び産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるもの等の必要書類を添付して横浜市長に提出するものとする。なお、年度を越えて産休等を取得する場合は、次年度分の産休等代替職員雇用費実績報告書を再度作成し、次年度分の届出書の提出に併せて横浜市長に提出するものとする。
- 7 施設及び事業者が障害児等受入加算の支給を受けようとするときは、届出書の提出に併せて、個別に支援が必要な児童の申請・認定確認書の写しを横浜市長に提出するものとする。
- 8 施設及び事業者が医療的ケア対応加算の支給を受けようとするときは、届出書、雇用状況表（第 2 号様式の 1 から第 2 号様式の 3 まで及び第 2 号様式の 5 から第 2 号様式の 8 まで）及び雇用状況表・向上支援費加算状況等届出書（医療的ケア用）（第 1 号様式別紙医療的ケア用又は第 2 号様式別紙医療的ケア用）の提出に併せて、次の各号に掲げる書類を横浜市長に提出するものとする。

なお、第 4 号から第 6 号については、3 月分の届出書に添付することとする。

- （1）喀痰吸引等指導者育成伝達講習費及び同講習の受講に伴う代替職員雇用費
喀痰吸引等指導者育成伝達講習修了証明書の写し

- （2）訪問看護ステーションを利用する場合の費用
契約期間、対象児童、実施するケアの内容・頻度を記載した訪問看護ステーション利用に係る委託契約書の写し及び実績報告書の写し、訪問看護ステーション利用に係る請求書及び領収書の写し、訪問看護ステーションを利用する理由書並びに看護職員の採用募集状況が分かる資料

- （3）喀痰吸引等第 3 号研修受講費及び同講習の受講に伴う代替職員雇用費
喀痰吸引等第 3 号研修修了証明書の写し

- （4）医療的ケア対象児童に対する災害対策備品費

医療的ケア対象児童に対する災害対策備品費実績報告書（第 7 号様式）、医療的ケア児が災害対策として必要となる備品の仕様等を詳細に確認できる資料、納品書等の写し及び領収書等の写し

(5) 医療的ケア対象児童に対する備品費

医療的ケア対象児童に対する備品費実績報告書(第8号様式)、医療的ケア対象児童の保育・教育のために個別に必要な備品の仕様等を詳細に確認できる資料、納品書等の写し及び領収書等の写し

(6) 医療的ケア対象児童に対するICT機器導入費

医療的ケア児ICT機器導入費実績報告書(第9号様式)、医療的ケア児ICT機器の見積書等、医療的ケア児ICT機器に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料、納品書等の写し及び領収書等の写し

- 9 幼稚園及び認定こども園を除く施設及び事業者が第三者評価受審費助成の支給を受けようとするときは、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関で受審するものとする。認定こども園が第三者評価受審費助成の支給を受けようとするときは、「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が定める評価基準に沿った評価機関で受審するものとする。受審終了後は、「向上支援費加算状況等届出書」(第1号様式の11)、「第三者評価受審加算(申請・報告)書」(第4号様式)及び受審料を支払ったことを証する書類を3月分の届出書に添付して横浜市長に提出するものとする。

なお、受審を受けようとする年度及びその前4年度において、受審費の助成を受けている施設及び事業者は、助成の対象外とする。

- 10 事業者(居宅訪問型保育事業者のみ。)が交通費負担軽減助成の支給を受けようとするときは、請求書の提出までに、「交通費負担軽減助成実績報告書」(第6号様式)及び訪問経路とその訪問経路に係る交通費がわかる資料を横浜市長に提出するものとする。

- 11 施設及び事業者(家庭的保育事業者を除く。)が職員配置加算(休日)、食育推進助成(休日)の支給を受けようとするときは、届出書の提出に併せて、給付費要綱第4条第11項に規定する手続きを行うものとする。

- 12 施設及び事業者(家庭的保育事業者を除く。)が障害児等受入加算(休日)の支給を受けようとするときは、給付費要綱第4条第11項に規定する手続きを行うものとする。

また、届出書の提出に併せて、横浜市休日保育実施要領(以下「休日保育実施要領」という。)に定める「休日保育利用児童報告書」を横浜市長に提出するものとする。

- 13 施設及び事業者が職員配置加算の処遇改善等加算(区分1及び区分2)分、及び職員処遇改善費の支給を受けようとするときは、横浜市処遇改善等加算取扱要領(以下「処遇改善取扱要領」という。)に規定する手続きを行うものとする。

- 14 施設(幼稚園を除く。以下この項において同じ。)及び事業者(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この項において同じ。)が登園時の持ち物負担軽減助成(以下「持ち物負担軽減助成」という。)の支給を受けようとするときは、次の各号によるものとする。

(1) 施設及び事業者は、横浜市長の指定する期日までに登園時の持ち物負担軽減助成申請書(第11号様式の1)及び事業の実施を証する書類を提出し審査を受けるものとする。

(2) 横浜市長は、横浜市登園時の持ち物負担軽減事業実施要綱(以下「持ち物負担軽減実施要綱」という。)に定める助成の要件を確認し、登園時の持ち物負担軽減助成審査結果通知書(第11号様式の2)を施設及び事業者に通知するものとする。

(3) 前号に規定する通知を受領した施設及び事業者は、届出書の提出に併せて、「向上支

援費加算状況等届出書」(第1号様式の9)及び登園時の持ち物負担軽減助成実績報告書(第11号様式の3)を横浜市長の指定する期日までに提出するものとする。

- 15 施設(幼稚園及び幼稚園型認定こども園を除く)が当該年度において、初めて保育補助者雇用経費の支給を受けようとするときは、届出書の提出に併せて、第5条第13号に規定する保育補助者及び有資格保育補助者の経験年数がわかる資料を横浜市長に提出するものとする。

(状況調査等)

第3条 施設及び事業者は向上支援費の経理については、支給内容に従って、施設及び事業者の運営に係る人件費、事業費、管理費に必要な一切の経費に充てるものとする。

2 横浜市長は、施設及び事業者に対し、助成金の執行状況について帳簿書類その他必要な物件を調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 横浜市長は、施設及び事業者が事実と異なる内容で請求等を行った場合、前項の規定に基づく調査においてその執行に疑義が生じた場合又はこの要綱に反した経費に使用した場合に、是正させ、向上支援費の全部又は一部の返還を命じるとともに支給を停止することができる。

第2章 幼稚園

(支給要件及び支給額)

第4条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす幼稚園に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

(1) 保育者業務支援事業費助成

幼稚園教諭等の業務負担軽減につながる取組(第5条第13号に規定する保育補助者を除く保育・教育に係る周辺業務を行う幼稚園教諭免許又は保育士資格を有しない者(以下「保育支援者」という。))の雇用等。以下同じ。)や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する前月)までの支給とする。

(2) 食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合(調理業務委託の場合も含む。)の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

また、栄養士又は管理栄養士(「栄養士等」という。)を雇用している場合には、別表に定める栄養士格付経費を支給するものとする。月途中で雇用等の事由が生じた場合については、翌月からの支給とし、退職等の事由が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときはその日の属する前月)までの支給とする。

（３）アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、生活管理指導表の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

（４）産休等代替職員雇用費

施設で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く。）で２週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第 11 条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の１日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の８週間前（多胎児妊娠の場合にあたっては 14 週間前）の日から産後８週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む。）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため２週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して 90 日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

（５）障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を受入れるために必要な幼稚園教諭の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和 5 年 5 月 19 日付けこ成保 38、5 文科初第 483 号。以下「留意事項通知」という。）により国が定めるところによるものとする。

（６）医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）

までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

（7）被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を受入れるために必要な幼稚園教諭等を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

（8）看護職員雇用加算

看護職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする。支給額は、職種にかかわらず、1施設あたり1人までとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

（9）外国人児童保育事業助成

外国人児童（日本の国籍を有しない保護者を持つ児童及びこれに類するものと区長が認めた児童）の処遇向上のために、幼稚園教諭等を雇用する経費。各月初日において、利用定員に対する外国人児童の割合が20%以上である場合に、別表に定める額を支給するものとする。

ただし、40%以上の単価の助成を受ける場合は、基準配置数を超えて幼稚園教諭等を雇用していること。

（10）職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算（区分3）の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数7年0か月以上の幼稚園教諭数等により加算対象職員数を算出するものとする。支給額（月額）は加算対象職員数に51,790円を乗じた額とする。

（11）スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、保育支援者（スポット支援員）を配置する場合の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

第3章 保育所

（支給要件及び支給額）

第5条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす保育所に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

（1）職員配置加算

次の保育士配置を確保するための経費で別表に定める額とする。

なお、利用児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は、第4条第6号に定めるところによるものとする。

児童の年齢	児 童 数	保育士数
0 歳児	3 人	1 人
1 歳児	4 人	1 人
2 歳児	5 人	1 人
3 歳児	1 5 人	1 人
4 歳以上児	2 4 人	1 人

（2）保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

（3）食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

また、栄養士等を雇用している場合には、別表に定める栄養士格付経費を支給するものとする。月途中で雇用等の事由が生じた場合については、翌月からの支給とし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する前月）までの支給とする。

（4）アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー

一対応マニュアル」でも可) し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、生活管理指導表の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から変更を適用するものとする。

(5) 産休等代替職員雇用費

施設で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給(年次有給休暇を除く。)で2週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の1日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の8週間前の日(多胎児妊娠の場合にあたっては14週間前の日)から産後8週間を経過するまでの期間(出産日は産前に含む。)で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため2週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して90日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

(6) 障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(7) 医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する前月)までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(8) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(9) 看護職員雇用加算

看護職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする。支給額は、職種にかかわらず、1施設あたり1人までとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(10) 外国人児童保育事業助成

外国人児童（日本の国籍を有しない保護者を持つ児童及びこれに類するものと区長が認めた児童）の処遇向上のために、保育士を雇用する経費。各月初日において、利用定員に対する外国人児童の割合が20%以上である場合に、別表に定める額を支給するものとする。

ただし、40%以上の単価の助成を受ける場合は、基準配置数を超えて保育士を雇用していること。

(11) ローテーション保育士雇用費

代休代替等のためにローテーション保育士を確保するための経費で、市の配置基準の必要保育士及び他の加算保育士に加え、月40時間以上保育士を雇用し、かつ、ICTの活用を進めている場合（留意事項通知別紙2Ⅲ4（1）に規定される要件のうち、iiを満たすこと。）に、子どものための教育・保育給付認定区分2号及び3号（法第19条第2号及び第3号の子どものための教育・保育給付の支給要件に該当する子どもをいう。以下同じ。）の利用定員に応じた上限の人数分までの雇用費の一部について別表に定める額を支給するものとする。

(12) 保育補助者雇用経費

月150時間以上勤務の保育士資格を有しない保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。第6条第13号において同じ。）及び月150時間以上勤務の保育士資格を有する者であって現に保育士として就業していない保育士の補助を行う者（以下「有資格保育補助者」という。第6条第13号において同じ。）を雇用するための経費で、別表に定める額及び上限人数までの支給とする。なお、有資格保育補助者としての従事期間は採用から1年を限度とする。

(13) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係る受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 49 号）第 1 条第 12 号に規定する公定価格をいう。以下同じ。）における支給額との差額とする。

(14) 職員配置加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な保育士を確保するための経費で、別表に定める額とする。

(15) 食育推進助成（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額とする。

(16) 障害児等受入加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

(17) 保育士育成促進費

保育士資格を有しない保育補助者に対し、保育士資格取得を促し、資格取得後も保育士として 120 時間以上雇用する場合の経費で、別表に定める額を保育士証の発行年度を含む 2 年度間限定で支給するものとする。

(18) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算（区分 3）の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数 7 年 0 か月以上の保育士（保健師、看護師及び准看護師を含む。）数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に 50,000 円を乗じた額とする。

(19) スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、保育支援者（スポット支援員）を配置する場合の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前

月)までの支給とする。

(20) 持ち物負担軽減助成

持ち物負担軽減実施要綱に定める、保護者の登園時の持ち物を減らす取組を実施する経費に対する助成で、別表に定める額とする。

第4章 認定こども園

(支給要件及び支給額)

第6条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす認定こども園に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

(1) 職員配置加算

次の子どものための教育・保育給付認定区分2号及び3号の児童の年齢及び児童数に応じた保育教諭配置を確保するための経費で別表に定める額とする。

なお、利用児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は、第4条第6号に定めるところによるものとする。

児童の年齢	児 童 数	保育教諭数
0 歳児	3 人	1 人
1 歳児	4 人	1 人
2 歳児	5 人	1 人
3 歳児	1 5 人	1 人
4 歳以上児	2 4 人	1 人

(2) 保育者業務支援事業費助成

保育教諭等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(3) 食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

また、栄養士等を雇用している場合には、別表に定める栄養士格付経費を支給するものとする。月途中で雇用等の事由が生じた場合については、翌月からの支給とし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する前月）までの支給とする。

(4) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、生活管理指導表の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

(5) 産休等代替職員雇用費

施設で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く。）で2週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の1日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の8週間前の日（多胎児妊娠の場合にあたっては14週間前の日）から産後8週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む。）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため2週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して90日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

(6) 障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育教諭の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(7) 医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日で

あるときはその日の属する月）からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(8) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な保育教諭を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(9) 看護職員雇用加算

看護職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする支給額は、職種にかかわらず、1施設あたり1人までとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(10) 外国人児童保育事業助成

外国人児童（日本の国籍を有しない保護者を持つ児童及びこれに類するものと区長が認めた児童）の処遇向上のために、保育教諭を雇用する経費。各月初日において、利用定員に対する外国人児童の割合が20%以上である場合に、別表に定める額を支給するものとする。

ただし、40%以上の単価の助成を受ける場合は、基準配置数を超えて保育教諭を雇用していること。

(11) ローテーション保育教諭雇用費

代休代替等のためにローテーション保育教諭を確保するための経費で、市の配置基準の必要保育教諭及び他の加算保育教諭に加えて、月40時間以上保育教諭を雇用し、かつ、ICTの活用を進めている場合（留意事項通知別紙2Ⅲ4（1）に規定される要件のうち、iiを満たすこと。）に、子どものための教育・保育給付認定区分2号及び3号の利用定員に応じた上限の人数分までの雇用費の一部について別表に定める額を支給するものとする。

(12) 保育補助者雇用経費（幼保連携型認定こども園のみ）

月150時間以上勤務の保育補助者及び月150時間以上勤務の有資格保育補助者を雇用するための経費で、別表に定める額及び上限人数までの支給とする。なお、有資格保育補助者としての従事期間は採用から1年を限度とする。

(13) 第三者評価受審費助成

「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が定める評価基準に沿った評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(14) 職員配置加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な保育教諭を確保するための経費で、別表に定める額とする。

(15) 食育推進助成（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額とする。

(16) 障害児等受入加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育教諭の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

(17) 保育士育成促進費

保育士資格を有しない保育補助者に対し、保育士資格取得を促し、資格取得後も保育士として120時間以上雇用する場合の経費で、別表に定める額を保育士証の発行年度を含む2年度間限定で支給するものとする。

(18) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算（区分3）の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数7年0か月以上の保育教諭（保健師、看護師及び准看護師を含む。）数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に50,420円を乗じた額とする。

(19) スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、保育支援者（スポット支援員）を配置する場合の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(20) 持ち物負担軽減助成（幼保連携型認定こども園のみ）

持ち物負担軽減実施要綱に定める、保護者の登園時の持ち物を減らす取組を実施する経費に対する助成で、別表に定める額とする。

第5章 家庭的保育事業

（支給要件及び支給額）

第7条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす家庭的保育事業者に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

（1）食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

（2）保育者業務支援事業費助成

家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

（3）アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、生活管理指導表の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

（4）障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な家庭的保育補助者（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第23条第3項に規定する者をいう。以下同じ。）の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

（5）医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（そ

の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

（６）被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な家庭的保育補助者を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

（７）第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

（８）補助員雇用費

家庭的保育補助者を雇用するための経費で、実際に雇用した時間数と上限時間数を比較して、少ない額を支給する。支給額は別表に定める額を上限として、公定価格における家庭的保育補助者加算を受ける事業者に対してその支給額（処遇改善等加算を除く。）との差額を支給するものとする。

また、家庭的保育補助者として雇用予定の者に横浜市長が実施する子育て支援員研修（見学実習分を除く。）等を受講させるための雇用費の一部及び家庭的保育者が現任研修に参加する際の代替保育を実施するための雇用費の一部を補填する経費で別表に定める額を支給するものとする。

（９）職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算（区分３）の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数７年０か月以上の保育士数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に50,000円を乗じた額とする。

（10）スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園

児の安全を確保するために、保育支援者（スポット支援員）を配置する場合の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

（11）持ち物負担軽減助成

持ち物負担軽減実施要綱に定める、保護者の登園時の持ち物を減らす取組を実施する経費に対する助成で、別表に定める額とする。

第6章 小規模保育事業A型・B型

（支給要件及び支給額）

第8条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす小規模保育事業者（A型・B型）に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

（1）食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

（2）保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

（3）アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中ででの利用の開始や終了、「生活管理指導表」の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

（4）産休等代替職員雇用費

事業者で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く。）で2週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の1日あたりの雇用時間と休業日数を

乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の 8 週間前の日（多胎児妊娠の場合にあたっては 14 週間前の日）から産後 8 週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む。）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため 2 週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して 90 日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

（５）障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第 4 条第 6 号に定めるところによるものとする。

（６）医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第 4 条第 6 号に定めるところによるものとする。

（７）被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第 4 条第 6 号に定めるところによるものとする。

（８）看護職員雇用加算

看護職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする。支給額は、職種にかかわらず、1 施設あたり 1 人までとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

（９）第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

（10）年休等代替職員雇用費

開所時間の始期や終期の前後の時間帯など、利用児童数が少ない時間帯に複数体制での安全な保育を実施するとともに、代休取得、研修参加を考慮し安定した職員体制を組むことを目的として、市の配置基準の必要保育士及び他の加算保育士に加えて、保育士を雇用するための経費で別表に定める額とする。

（11）食育推進助成（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額とする。

（12）障害児等受入加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

（13）職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算（区分３）の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数７年０か月以上の保育士（保健師、看護師及び准看護師を含む。）数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に 50,000 円を乗じた額とする。

（14）スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、保育支援者（スポット支援員）を配置する場合の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(15) 持ち物負担軽減助成

持ち物負担軽減実施要綱に定める、保護者の登園時の持ち物を減らす取組を実施する経費に対する助成で、別表に定める額とする。

第7章 小規模保育事業C型

(支給要件及び支給額)

第9条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす小規模保育事業者（C型）に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

(1) 食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(2) 保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(3) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、生活管理指導表の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

(4) 産休等代替職員雇用費

事業者で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く。）で2週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の1日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の8週間前の日（多胎児妊娠の場合にあたっては14週間前の日）から産後8週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む。）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため2週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して90日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

(5) 障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な職員の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(6) 医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(7) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(8) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(9) 補助員雇用費

開所時間の始期や終期の前後の時間帯など、利用児童数が少ない時間帯に複数体制での安全な保育を実施するため、配置基準を超えて家庭的保育補助者を雇用するための経費で別表に定める額とする。

(10) 家庭的保育者 1 名分加配加算

児童の処遇向上のため、家庭的保育者を 3 名雇用して保育を実施するための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(11) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算（区分 3）の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数 7 年 0 か月以上の保育士数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に 50,000 円を乗じた額とする。

(12) スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、保育支援者（スポット支援員）を配置する場合の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(13) 持ち物負担軽減助成

持ち物負担軽減実施要綱に定める、保護者の登園時の持ち物を減らす取組を実施する経費に対する助成で、別表に定める額とする。

第 8 章 事業所内保育事業

（支給要件及び支給額）

第 10 条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす事業所内保育事業者に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

(1) 食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(2) 保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(3) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に定める利用定員に対するアレルギー対応のための生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給す

るものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、生活管理指導表の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

（４）産休等代替職員雇用費

事業者で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く。）で２週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第 11 条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の１日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の８週間前（多胎児妊娠の場合にあたっては 14 週間前）の日から産後 8 週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む。）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため 2 週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して 90 日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

（５）障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第 4 条第 6 号に定めるところによるものとする。

（６）医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第 4 条第 6 号に定めるところによるものとする。

(7) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(8) 看護職員雇用加算

看護職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする。支給額は、職種にかかわらず、1施設あたり1人までとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(9) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(10) 年休等代替職員雇用費

開所時間の始期や終期の前後の時間帯など、利用児童数が少ない時間帯に複数体制での安全な保育を実施するとともに、代休取得、研修参加を考慮し安定した職員体制を組むことを目的として、市の配置基準の必要保育士及び他の加算保育士に加えて、保育士を雇用するための経費で別表に定める額とする。

(11) 食育推進助成（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額とする。

(12) 障害児等受入加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

(13) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づ

き、処遇改善等加算（区分３）の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数７年０か月以上の保育士（保健師、看護師及び准看護師を含む。）数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に 50,000 円を乗じた額とする。

（14）スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、保育支援者（スポット支援員）を配置する場合の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

（15）持ち物負担軽減助成

持ち物負担軽減実施要綱に定める、保護者の登園時の持ち物を減らす取組を実施する経費に対する助成で、別表に定める額とする。

第 9 章 居宅訪問型保育事業

（支給要件及び支給額）

第 11 条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす居宅訪問型保育事業者に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

（１）交通費負担軽減助成

保育者交通費の保護者負担軽減のための経費で、別表に定める助成対象上限額と保育者の月額の交通費の実績を比較して少ない額を支給する。

第 10 章 雑則

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか向上支援費の請求、支払、その他支給に必要な事項は、横浜市予算規則及び横浜市会計規則に定めるところによるものとする。

2 この要綱の規定により施設及び事業者が負う債務は、横浜市が負う債務と相殺することができるものとする。

3 市外に居住している利用児童分の本要綱に基づく向上支援費については、施設及び事業者が当該利用児童を所管する地方公共団体に請求するものとする。また、市外の施設及び事業者において保育・教育を実施した市内に居住する児童に係る向上支援費等については、市外の施設及び事業者の請求に基づき支給するものとする。なお、支給内容について疑義が生じた場合、相手方と協議を行うものとする。

4 第 3 条第 1 項に規定する向上支援費の経理については、別に定めるものとする。

（各種帳簿の作成及び保存）

第 13 条 施設・事業者は、施設長（又は管理者）等を含む全職員の勤務状況等に関する帳簿を作成し、5 年間保存しておかなければならない。

（委託）

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 子ども・子育て支援新制度における公定価格の処遇改善等加算の制度に併せて、職員処遇改善費の加算率を変更したことで職員処遇改善費が大幅に減少する保育所及び認定こども園に対する激変緩和措置については、こども青少年局長が別途定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正前のこの要綱の規定による平成 27 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正前のこの要綱の規定による平成 28 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正前のこの要綱の規定による平成 29 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正前のこの要綱の規定による平成 30 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。
- （保育所の職員配置に係る特例）

- 3 保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足していることに鑑み、別に定める保育所において、平成 31 年度に限り、第 5 条第 1 号に規定する保育士の数の算定については、保育士配置基準上、国基準と横浜市基準との差がある時間帯に限り、横浜市基準で上乗せしている保育士数について、幼稚園教諭免許保持者、保健師免許保持者、看護師免許保持者、准看護師免許保持者を保育士とみなすことができる。この場合において、保育所は「雇用状況表（保育士配置基準特例措置届出用）」（第 2 号様式の 10）を届出書の提出に併せて、毎月 15 日までに横浜市長に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和元年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 2 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 3 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 9 日から施行し、改正後の「向上支援費加算状況等届出書」（第 1 号様式の 1 から第 1 号様式の 3 まで）は令和 4 年 6 月 1 日から適用するものとする。

（経過措置）

- 2 当分の間、改正前の「向上支援費加算状況届出書」（第 1 号様式の 1 から第 1 号様式の 3 まで）についてもその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

ただし、第 7 条第 9 号、第 8 条第 14 号、第 9 条第 12 号、第 10 条第 14 号、第 11 条第 7 号については、令和 4 年 4 月 1 日から適用するものとする。

（経過措置）

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 4 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 11 月 25 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 4 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 4 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 4 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 1 月 15 日から施行し、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 5 年度の予算に係る助成金については、改正後もなおその効力を有する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 8 月 28 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 12 月 10 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 2 月 18 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 6 年度の予算に係る助成金については、改正後もなおその効力を有する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 1 月 19 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 3 月 23 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 7 年度の予算に係る助成金については、改正後もなおその効力を有する。
- 3 第 5 条 (11) 及び第 6 条 (11) に規定する「ICT の活用を進めている場合」については、令和 8 年度の予算に係る助成金に限り、令和 9 年 3 月 31 日までに当該要件を満たす見込みがある場合には「ICT の活用を進めている場合」に該当するものとみなす。

(別表)

横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱に基づく助成

費 目	適用単価及び要件			
職員配置加算	【保育所、認定こども園（２・３号）】			
	児童１人あたりの単価【月額】（定員等に関わらず一律同額）			
	年齢 ※１	配置加算基礎分	処遇改善等加算※２ (区分１及び区分２)分	
	１歳児 (１歳児配置改善加算対象外施設) ※３	４６,２００円	４６０円	×加算率
	１歳児 (１歳児配置改善加算対象施設)	２７,７００円	２８０円	×加算率
	２歳児	１８,５００円	１９０円	×加算率
	４・５歳児 (公定価格におけるチーム保育推進加算 又は チーム保育加配加算取得施設)	４,６２０円	５０円	×加算率
	４・５歳児 (公定価格における４歳以上児配置改善取 得施設)	９２０円	２０円	×加算率
	※１ 年齢は、公定価格と同じく年度初日の前日における満年齢に基づく区分です。			
	※２ 処遇改善等加算の加算額は、各単価に施設の平均経験年数（旧処遇Ⅰ基礎分）と 職員の賃金改善（旧処遇Ⅰ賃金改善要件分及び旧処遇Ⅲ相当分）及びキャリアパス （旧処遇Ⅰキャリアパス要件分）の状況に応じて決定する加算率（％）×１００を乗 じて得た額とする。加算率については処遇改善取扱要領に定めるとおりとする。			
	※３ 要件を満たせず公定価格の１歳児配置改善加算を取得できない施設が対象とする。			
	支給要件			
	・横浜市基準の保育士配置基準を満たしている。 ・１歳児（１歳児配置改善加算対象外施設）の単価を適用する場合は、公定価 格の１歳児配置改善加算の要件を満たしていない。			

保育者業務支援
事業費助成

【保育所】

助成額【月額】			
定員60人以下	定員90人以下	定員120人以下	定員150人以下
117,000円	175,500円	234,000円	292,500円
定員180人以下	定員240人以下	定員300人以下	定員301人以上
351,000円	409,500円	468,000円	526,500円

※定員は利用定員による

【認定こども園】

1号

助成額【月額】			
定員25人以下	定員45人以下	定員60人以下	定員90人以下
29,250円	43,900円	58,500円	87,750円
定員120人以下	定員150人以下	定員180人以下	定員240人以下
117,000円	146,250円	175,500円	204,750円
定員300人以下	定員301人以上		
234,000円	263,250円		

2・3号

助成額【月額】			
定員25人以下	定員45人以下	定員60人以下	定員90人以下
58,500円	87,750円	117,000円	175,500円
定員120人以下	定員150人以下	定員180人以下	定員240人以下
234,000円	292,500円	351,000円	409,500円
定員300人以下	定員301人以上		
468,000円	526,500円		

※定員は1号と2・3号それぞれの利用定員による

【幼稚園】

助成額【月額】			
定員60人以下	定員90人以下	定員120人以下	定員150人以下
58,500円	87,750円	117,000円	146,250円
定員180人以下	定員240人以下	定員300人以下	定員350人以下
175,500円	204,750円	234,000円	263,250円
定員400人以下	定員401人以下		
292,500円	321,750円		

※定員は利用定員による

【家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】

助成額【月額】
58,500円

支給要件

【保育所、認定こども園、幼稚園】

- ・月の初日に利用児童が1人以上いる。
- ・保育支援者を施設に配置し、保育支援者が保育士等の負担軽減に資する業務に従事している。
- ・業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。
- ・子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。

【家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】

- ・月の初日に利用児童が1人以上いる。
- ・業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。
- ・子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。

【保育所】

助成額【月額】			
定員60人以下	定員90人以下	定員120人以下	定員150人以下
47,000円	70,500円	94,000円	117,500円
定員180人以下	定員240人以下	定員300人以下	定員301人以上
141,000円	164,500円	188,000円	211,500円

※定員は利用定員による

【認定こども園】

1号

助成額【月額】			
定員25人以下	定員45人以下	定員60人以下	定員90人以下
23,500円	35,250円	23,500円	35,250円
定員120人以下	定員150人以下	定員180人以下	定員240人以下
47,000円	58,750円	70,500円	82,250円
定員300人以下	定員301人以上		
94,000円	105,750円		

2・3号

助成額【月額】			
定員25人以下	定員45人以下	定員60人以下	定員90人以下
47,000円	47,000円	47,000円	70,500円
定員120人以下	定員150人以下	定員180人以下	定員240人以下
94,000円	117,500円	141,000円	164,500円
定員300人以下	定員301人以上		
188,000円	211,500円		

※定員は1号と2・3号それぞれの利用定員による

【幼稚園】

助成額【月額】			
定員60人以下	定員90人以下	定員120人以下	定員150人以下
23,500円	35,250円	47,000円	58,750円
定員180人以下	定員240人以下	定員300人以下	定員350人以下
70,500円	82,250円	94,000円	105,750円
定員400人以下	定員401人以上		
117,500円	129,250円		

※定員は利用定員による

【家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】

助成額【月額】
47,000円

支給要件

・月の初日に利用児童が1人以上いる。
 ・【保育所・幼稚園・認定こども園のみ】保育者業務支援事業費助成を請求しており、保育者業務支援事業費助成で配置する保育支援者とは別の保育支援者（スポット支援員）を配置している。
 ・保育支援者（スポット支援員）は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。
 ・保育支援者（スポット支援員）は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者である。
 ※「保育支援者（スポット支援員）」とは、保育・教育に係る周辺業務を行う保育士資格（幼稚園教諭免許）を有しない者をいいます（保育補助者を除く）

スポット支援員配置助成

食育推進助成

①自園調理を実施している場合（調理業務委託の場合も含む）

【保育所、認定こども園（２・３号）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】

利用定員	助成額【月額】
２０人まで	１３７，３００円
２１人～４０人まで	６８，６５０円
４１～９０人まで	２７４，６００円
９１～１５０人まで	３４３，２５０円
１５１人以上	２７４，６００円

【幼稚園、認定こども園（１号）】

利用定員	助成額※ 【週１日当たり実施の場合】
４０人まで	２２，８８０円
４１～９０人まで	４５，７６０円
９１～１５０人まで	５７，２００円
１５１人以上	６８，６４０円

※週当たりの自園調理実施日数をかけた額を助成します。（調理業務委託の場合も含む）

支給要件
・自園調理していること

※ 幼稚園、認定こども園（１号）以外は「開所日全て（月から土曜日まで（日曜日・祝日を除く））」において、自園調理が必要

②利用定員が４１人以上で、１か月あたりの所定労働時間が１２０時間以上の栄養士等を雇用している場合

【幼稚園、保育所、認定こども園】

雇用対象者１人あたり ３７，１２０円【月額】

ただし、助成対象人数の上限は以下の表のとおりとする。

利用定員	助成対象人数上限
４１～１５０人まで	１人
１５１人以上	２人

支給要件
・利用定員が４１人以上で、１か月あたりの所定労働時間が１２０時間以上の栄養士等を雇用していること

アレルギー児童
対応費

【幼稚園、保育所、認定こども園】

助成額【月額】		
利用定員に対する対象児童の割合	定員150人以下	定員151人以上
1～9%	36,600円	73,200円
10～14%	73,200円	109,800円
15～19%	109,800円	146,400円
20%以上	146,400円	183,000円

※小数点以下切り上げ

【家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】

利用定員に対する対象児童の割合	助成額【月額】
1%以上	36,600円

※小数点以下切り上げ

支給要件

・アレルギー対応マニュアルを作成し、マニュアルに沿って対応していること

・アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること

・利用定員に対する対象児童（月初日時点）（市外児童も含む）の割合が1%以上であること

産休等代替職員
雇用費

【幼稚園】

資格種別	時給単価
幼稚園教諭	1,696円
看護職員	2,140円
栄養士等	1,696円
無資格者（上記以外）	1,464円

【保育所、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業】

資格種別	時給単価
保育士	1,696円
看護職員	2,140円
栄養士等	1,696円
無資格者（上記以外）	1,464円

【認定こども園】

資格種別	時給単価
幼稚園教諭・保育士	1,696円
看護職員	2,140円
栄養士等	1,696円
無資格者（上記以外）	1,464円

【小規模保育事業（C型）】

資格種別	時給単価
家庭的保育者	1,696円
看護職員	2,140円
栄養士等	1,696円
無資格者（上記以外）	1,464円

※施設長、園長、管理者は対象外

支給要件

・施設又は事業者で定める常勤職員（保育士・看護職員・栄養士等・調理員等）が、年次有給休暇ではない産休・病休を有給（全額支給）で取得し、期間が2週間以上継続すること

障害児等受入加算

【保育所、認定こども園（２号・３号）、小規模保育事業、事業所内保育事業】

標準時間 (11時間) 認定児童	A区分 1：1相当	対象児童１人あたり　月額４３７，３００円
	B区分 2：1相当	対象児童１人あたり　月額２４８，３００円
	C区分 3：1相当	対象児童１人あたり　月額１６１，２００円
	個別支援児童	対象児童１人あたり　月額１３２，６００円
短時間 (８時間) 認定児童	A区分 1：1相当	対象児童１人あたり　月額３１８，０００円
	B区分 2：1相当	対象児童１人あたり　月額１８０，６００円
	C区分 3：1相当	対象児童１人あたり　月額１１７，２００円
	個別支援児童	対象児童１人あたり　月額　９６，４００円

(備考)

小規模保育事業及び事業所内保育事業については、助成月額と公定価格における障害児保育加算の支給額（処遇改善等加算を除く）との差額を助成する。
上記の金額がマイナスになる場合は助成対象外とする。

【幼稚園、認定こども園（１号）】

教育標準時間 認定児童	A区分 1：1相当	対象児童１人あたり　月額１９８，８００円
	B区分 2：1相当	対象児童１人あたり　月額１１２，９００円
	C区分 3：1相当	対象児童１人あたり　月額　７３，３００円
	個別支援児童	対象児童１人あたり　月額　６０，３００円

【家庭的保育事業】

対象児童１人あたり
公定価格の障害児保育加算（処遇改善等加算を除く）と同額（月額）
支給要件
・ 障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童が在籍している。 ・ 障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童又は医療的ケア対象児童の保育・教育に必要な保育士（幼稚園教諭・保育教諭）を加配する等の対応をしている。

※　月途中入退所者の場合には、次の式により算出した金額とする。

【保育所、認定こども園（２号・３号）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】

1人あたり単価×日割日数÷２５日（１０円未満切捨）
2５日を超える場合は２５日

【幼稚園、認定こども園（１号）】

1人あたり単価×日割日数÷２０日（１０円未満切捨）
2０日を超える場合は２０日

【保育所、認定こども園、小規模保育事業 ※横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施施設に限る。】
 ※横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施施設とは、横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施要綱
 （令和5年1月23日こ保支第2355号）第4条に規定する実施施設をいう。以下「サポート保育園」という。

1 サポート保育園専任看護職員雇用費

サポート保育園の受入れ体制確保のため、複数の看護職員（専任）の雇用に係る費用を助成。

（1）支給要件

次の条件を満たす施設に加算。

☐ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。

（2）支給単価【月額】

看護職員1人あたりの単価（各看護職員の所定労働時間に応じて助成）

所定労働時間	助成額	所定労働時間	助成額
10～19時間	30,200円	90～99時間	271,800円
20～29時間	60,400円	100～109時間	302,000円
30～39時間	90,600円	110～119時間	332,200円
40～49時間	120,800円	120～129時間	362,400円
50～59時間	151,000円	130～139時間	392,600円
60～69時間	181,200円	140～149時間	422,800円
70～79時間	211,400円	150～159時間	453,000円
80～89時間	241,600円	160時間～	483,200円

2 喀痰吸引等指導者育成伝達講習費・代替職員雇用費

喀痰吸引等指導者育成伝達講習（※）の受講に関する費用及び、講習受講中の代替職員雇用費を助成。

※喀痰吸引等指導者育成伝達講習とは、適切に痰の吸引等を行うことができる園職員の養成に必要な指導者を育成することを目的とするもので、喀痰吸引等第3号研修の実地研修の指導看護師になるための研修をいう。

（1）支給要件

次の条件を満たす施設に加算。

☐ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。

☐ 当該年度に喀痰吸引等指導者育成伝達講習を修了している。

（2）支給単価【月額】

看護職員（准看護師を除く。）1人につき 22,120円

※原則 1園1人／年間

3 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費

サポート保育園で2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合、専任看護職員のほかに、新たに看護職員を雇用する場合の費用を助成。

（1）支給要件

次の条件を満たす施設に加算。

☐ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。

☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた、2人目以降の児童が在籍している。

☐ 医療的ケア対象児童1人につき、サポート保育園専任看護職員のほかに、2人目以降の医療的ケアに対応する看護職員を雇用している。

※医療的ケア対応の看護職員を複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間数ごとに加算し、医療的ケア対象児童1人につき2・3号は160時間、1号は100時間を上限とする。

※2人目以降の医療的ケア児が、医療的ケアが不要となる場合や、やむを得ない理由で退園した場合は、当該年度に限り、当該看護職員の雇用費を助成する。

（2）支給単価【月額】

看護職員1人あたりの単価（各看護職員の所定労働時間に応じて助成）

所定労働時間	助成額	所定労働時間	助成額
10～19時間	30,200円	90～99時間	271,800円
20～29時間	60,400円	100～109時間	302,000円
30～39時間	90,600円	110～119時間	332,200円
40～49時間	120,800円	120～129時間	362,400円
50～59時間	151,000円	130～139時間	392,600円
60～69時間	181,200円	140～149時間	422,800円
70～79時間	211,400円	150～159時間	453,000円
80～89時間	241,600円	160時間～	483,200円

医療的ケア対応
加算

医療的ケア対応
加算

- 4 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費（新規受入準備）
医療的ケア児を新たに受け入れるにあたり、新たに看護職員を雇用する場合、ケアの習得や園内の環境整備、主治医との調整などの準備をするため、最大3カ月分の看護職員1名の雇用費を助成します。

（1）支給要件

次の条件を満たす施設に加算。

- ☐ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。
☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童として受入れ調整を行い、入所決定した2人目以降の児童がいる。
☐ 2人目以降の医療的ケア対象児童を受け入れるために、新たに看護職員を雇用し、医療的ケアの習得や園内の環境整備、主治医との調整などの受入準備をしている。
☐ 新たに雇用した看護職員が、医療的ケア対象児童に対し必要な医療的ケアを実施する予定。
※在園児に医療的ケアが必要となり、後に区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認定する場合で、1点目、3点目及び4点目の要件を満たす場合は、本加算を遡って請求できます。

（2）支給単価【月額】

看護職員1人あたりの単価（看護職員の所定労働時間に応じて助成）

所定労働時間	助成額	所定労働時間	助成額
10～19時間	30,200円	90～99時間	271,800円
20～29時間	60,400円	100～109時間	302,000円
30～39時間	90,600円	110～119時間	332,200円
40～49時間	120,800円	120～129時間	362,400円
50～59時間	151,000円	130～139時間	392,600円
60～69時間	181,200円	140～149時間	422,800円
70～79時間	211,400円	150～159時間	453,000円
80～89時間	241,600円	160時間～	483,200円

- 5 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費（訪問看護利用）
入所後に医療的ケアが必要となった場合や看護職員を募集しても雇用に至らない場合などに訪問看護ステーションを利用するために必要な費用を助成。

（1）支給要件

次の条件を満たす施設に加算。

- ☐ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。
☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた、2人目以降の児童が在籍している。
☐ 区及び局への協議が済んでいる。

（2）支給単価【月額】

実支出額（ただし、3カ月を限度とする。3カ月を超える場合は区及び局への協議を要する。）

【保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、
家庭的保育事業、事業所内保育事業】※サポート保育園を除く。

1 医療的ケア対応看護職員雇用費

医療的ケアが必要な児童のために看護職員を配置するための経費を助成。

（1）支給要件

次の要件を満たす施設・事業所に加算。

- ☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。
☐ 医療的ケア対象児童1人につき、医療的ケアに対応する看護職員を雇用している。
※医療的ケア対応の看護職員を複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間数ごとに加算し、医療的ケア対象児童1人につき2・3号は160時間、1号は100時間を上限とする。
※医療的ケア児が、医療的ケアが不要となる場合や、やむを得ない理由で退園した場合は、当該年度に限り、当該看護職員の雇用費を助成する。

（2）支給単価【月額】

看護職員1人あたりの単価（看護職員の所定労働時間に応じて助成）

ア 保育所、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業

所定労働時間	助成額	所定労働時間	助成額
10～19時間	30,200円	90～99時間	271,800円
20～29時間	60,400円	100～109時間	302,000円
30～39時間	90,600円	110～119時間	332,200円
40～49時間	120,800円	120～129時間	362,400円
50～59時間	151,000円	130～139時間	392,600円
60～69時間	181,200円	140～149時間	422,800円
70～79時間	211,400円	150～159時間	453,000円
80～89時間	241,600円	160時間～	483,200円

イ 幼稚園、認定こども園（1号）

所定労働時間	助成額	所定労働時間	助成額
10～19時間	30,200円	60～69時間	181,200円
20～29時間	60,400円	70～79時間	211,400円
30～39時間	90,600円	80～89時間	241,600円

	40～49時間	1 2 0, 8 0 0 円	90～ 99時間	2 7 1, 8 0 0 円
	50～59時間	1 5 1, 0 0 0 円	100時間～	3 0 2, 0 0 0 円

医療的ケア対応
加算

2

医療的ケア対応看護職員雇用費（新規受入準備）

医療的ケア児を新たに受け入れるにあたり、新たに看護職員を雇用する場合、ケアの習得や園内の環境整備、主治医との調整などの準備をするため、最大3カ月分の看護職員1名の雇用費を助成。

(1) 支給要件

次の要件を満たす施設・事業所に加算。

□（保育所、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業のみ）

区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童として受入れ調整を行い、入所決定した児童がいる。

□医療的ケア対象児童を受け入れるために、新たに看護職員を雇用し、医療的ケアの習得や園内の環境整備、主治医との調整などの受入準備をしている。

□新たに雇用した看護職員が、医療的ケア対象児童に対し必要な医療的ケアを実施する予定。

□（幼稚園、認定こども園（1号）のみ）

入園後に区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認定している。

※在園児に医療的ケアが必要となり、後に区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認定する場合で、2点目及び3点目の要件を満たす場合は、本加算を遡って請求できる。

(2) 支給単価【月額】

看護職員1人あたりの単価（各看護職員の所定労働時間に応じて助成）

ア 保育所、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業

所定労働時間	助成額	所定労働時間	助成額
10～19時間	30,200円	90～99時間	271,800円
20～29時間	60,400円	100～109時間	302,000円
30～39時間	90,600円	110～119時間	332,200円
40～49時間	120,800円	120～129時間	362,400円
50～59時間	151,000円	130～139時間	392,600円
60～69時間	181,200円	140～149時間	422,800円
70～79時間	211,400円	150～159時間	453,000円
80～89時間	241,600円	160時間～	483,200円

イ 幼稚園、認定こども園（1号）

所定労働時間	助成額	所定労働時間	助成額
10～19時間	30,200円	60～69時間	181,200円
20～29時間	60,400円	70～79時間	211,400円
30～39時間	90,600円	80～89時間	241,600円
40～49時間	120,800円	90～99時間	271,800円
50～59時間	151,000円	100時間～	302,000円

3

医療的ケア対応看護職員雇用費（訪問看護利用）

入所後に医療的ケアが必要となった場合や看護職員を募集しても雇用に至らない場合などに訪問看護ステーションを利用するために必要な費用を助成。

(1) 支給要件

次の条件を満たす施設に加算。

□区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。

□（保育所、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業のみ）

区及び局への協議が済んでいる。

□（幼稚園、認定こども園（1号）のみ）

局への協議が済んでいる。

(2) 支給単価【月額】

実支出額（ただし、3カ月を限度とする。3カ月を超える場合は区及び局への協議を要する。）

医療的ケア対応 加算	【保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業】※サポート保育園を含む。 1 喀痰吸引等第3号研修受講費・代替職員雇用費 医療的ケア対象児童が在籍している保育所等で、保育士等が「喀痰吸引等研修（第3号）」（※）を受講した場合の費用及び、研修受講中の代替職員雇用費を助成。 ※「喀痰吸引等研修（第3号）」は、特定の方を対象に医療的ケアを行う場合に必要となる研修。研修を修了した保育士が医師の指示、看護師等の連携の下において、喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）を行うことができる。 （1）支給要件 次の条件を満たす施設に加算。 ☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ☐ 「喀痰吸引等研修（第3号）」を受講し、修了している。 （2）支給単価【月額】 保育士等1人につき35,830円 ※医療的ケア児1人につき保育士等3人まで 2 医療的ケア対象児童に対する消耗品費等 手袋や消毒液など、衛生用品等の消耗品の購入費を助成。 （1）支給要件 次の条件を満たす施設に加算。 ☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 （2）支給単価【月額】 医療的ケア対象児童1人あたり 3,000円 【保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業】※サポート保育園を含む。 1 医療的ケア対象児童に対する災害対策備品費 地震等の災害発生による停電等を想定した、医療的ケア児の安全の確保に必要な備品（外部バッテリー、手動式吸引器等）を購入する場合の費用を助成。 （1）支給要件 次の条件を満たす施設に加算。 ☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ☐ 地震等の災害発生による停電等を想定した、医療的ケア児の安全の確保に必要な備品を購入等している。 なお、本加算の対象となる備品について、他の補助金（横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金等）を活用している場合は加算対象外とする。 （2）支給単価【年額】 1施設当たり年額上限100,000円 上限金額と実支出額を比較し低い方を助成 2 医療的ケア対象児童に対する備品費 医療的ケア児が個別に必要な備品（抱っこひも、ベッド等）を整備する場合の費用を助成。 （1）支給要件 次の条件を満たす施設に加算。 ☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ☐ 医療的ケア児の保育・教育のために個別に必要な備品を購入等している。 なお、本加算の対象となる備品について、他の補助金（横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金等）を活用している場合は加算対象外とする。 （2）支給単価【年額】 1施設当たり年額上限100,000円 上限金額と実支出額を比較し低い方を助成 3 医療的ケア対象児童に対するICT機器導入費 医療的ケア児とのコミュニケーション等にICT機器を導入する場合の費用を助成。 （1）支給要件 次の条件を満たす施設に加算。 ☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ☐ 医療的ケア児とのコミュニケーション等のためのICT機器を導入している。 ☐ 機器を導入する際に複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等をしている。 なお、本加算の対象となる備品について、他の補助金（横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金等）を活用している場合は加算対象外とする。 （2）支給単価【年額】 1施設当たり年額上限200,000円 上限金額と実支出額を比較し低い方を助成
-----------------------	---

被虐待児童対応費	【保育所、認定こども園（２号・３号）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】	
	対象児童：保育士 １：１	対象児童１人あたり 月額３１８，０００円
	【幼稚園、認定こども園（１号）】	
	対象児童：保育士 １：１	対象児童１人あたり 月額１９８，８００円
	支給要件	
	・ 区福祉保健センター長が被虐待児童と認めた児童が在籍している。	
	※ 入所時に福祉保健センター長が加配を必要と認めた児童について、当該児童が入所する期間とする。 ※ 月途中入退所者の場合には、次の式により算出した金額とする。	
	【保育所、認定こども園（２号・３号）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】 $1人あたり単価 \times 日割日数 \div 25日（10円未満切捨）$ 25日を超える場合は25日	
	【幼稚園、認定こども園（１号）】 $1人あたり単価 \times 日割日数 \div 20日（10円未満切捨）$ 20日を超える場合は20日	

看護職員雇用加算 ※職種にかかわらず、1施設あたり1人までとする。	【保育所、認定こども園、小規模保育事業（Ａ型・Ｂ型）、事業所内保育事業】		
	看護職格付け経費 （看護師・保健師・助産師・准看護師）	月160時間以上	1施設あたり 月額７１，１００円
		月120時間以上	1施設あたり 月額５３，３００円
		月80時間以上	1施設あたり 月額３５，６００円
		月40時間以上	1施設あたり 月額１７，８００円
	【幼稚園】		
	看護職格付け経費 （看護師・保健師・助産師・准看護師）	月100時間以上	1施設あたり 月額４４，５００円
		月75時間以上	1施設あたり 月額３３，４００円
		月50時間以上	1施設あたり 月額２２，３００円
		月25時間以上	1施設あたり 月額１１，２００円
	注１ 上記の時間以上の勤務を契約している職員とする。 契約している所定労働時間の合計が上記の時間以上につき１人とみなす。		
	支給要件		
	【保育所、認定こども園、小規模保育事業（Ａ型・Ｂ型）、事業所内保育事業】 ・ 月160時間、120時間、80時間、または40時間以上勤務の看護師、保健師、助産師、准看護師を雇用している。		
	【幼稚園】 ・ 月100時間、75時間、50時間、または25時間以上勤務の看護師、保健師、助産師、准看護師を雇用している。		
	派遣職員・委託職員も対象とする。		

外国人児童保育事業助成	【幼稚園、保育所、認定こども園】	
	利用定員に対する対象児童の割合	助成額【月額】
	２０％以上４０％未満	３１８，０００円
	４０％以上	６３６，０００円
	支給要件	
	・ 利用定員に対する外国人児童（保護者のどちらかが外国籍）（市外児童も含む）の割合が２０％以上（小数点以下切り捨て）である。 ・ （保育所・認定こども園）４０％以上の単価の助成を受ける場合、市基準保育士配置数に加え保育士が配置されていること ・ （幼稚園）４０％以上の単価の助成を受ける場合、基準配置数に加え教諭等が配置されていること	

・ローテーション保育士（保育教諭）雇用時間数に応じた助成
【保育所・認定こども園】

1 支給単価（月額）

	A区分	B区分
40時間以上～80時間未満（0.25人分）	103,300円	79,500円
80時間以上～120時間未満（0.5人分）	206,600円	159,000円
120時間以上～160時間未満（0.75人分）	309,900円	238,500円
160時間以上（1人分）	413,200円	318,000円

2 A区分B区分単価適用対象者

※ 認定こども園は「保育士等」を「保育教諭」と読み替えるものとする。

A区分	次の①又は②に該当する職員 ①雇用状況表の「月160時間以上勤務の保育士等（有資格）」に記載できる職員（派遣職員やパートタイマー・アルバイト等を含む。） ②雇用状況表の「月160時間未満勤務の保育士等（有資格）」に記載できる職員のうち次のいずれかに該当する職員 ア 育児・介護・病気の事由により短時間勤務をする正職員 イ 必要保育士等（※1）又は一時保育等の他の事業と兼務する正職員 ウ 高齢者雇用安定法の継続雇用制度の対象となる定年後再雇用職員又は定年後勤務延長職員で、60歳以降の賃金額が60歳到達時点の直前の賃金月額（※2）の75%以上の水準にある職員
B区分	雇用状況表の「月160時間未満勤務の保育士等（有資格）」のうち、A区分に該当しない職員

（※1）

市の配置基準の必要保育士並びに国及び市のその他の加算保育士として配置している保育士

（※2）

60歳到達時点の直前の賃金月額とは、60歳到達時点の直前の6か月の間に支払われた賃金（※3）の総額を180で除して算定された賃金日額の30日分の額。以下同じ。

（※3）

賃金とは、名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うもののうち、毎月の定期給与として支払われる賃金が対象。具体的には、厚生労働省作成「雇用保険事務手続きの手引き」に記載の「賃金日額の算定基礎に含まれるもの」とおりとする。以下同じ。

【用語定義】

・正職員

1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）で、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）を締結した正規型の職員。

・派遣職員

労働者派遣契約に基づき派遣元と雇用契約のある職員。

・定年後再雇用職員・定年後勤務延長職員

高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の再雇用又は勤務延長の対象となる職員。

・パートタイマー・アルバイト等

パートタイム・有期雇用労働法に定める「パートタイム労働者」及び「有期雇用労働者」。「パートタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される正職員の1週間の所定労働時間に比べて短い職員。「有期雇用労働者」とは、事業主と期間の定めのある労働契約を締結している職員。

3 支給要件

□A区分単価①を適用する場合、次の全ての要件を満たしている。

・雇用状況表のローテーション保育士雇用費対象職員欄の「月160時間以上勤務の保育士等（有資格）」に記載の職員である。

・当該職員は必要保育士等として配置する保育士ではない。

□A区分単価②アを適用する場合、次の全ての要件を満たしている。

・雇用状況表のローテーション保育士雇用費対象職員欄の「月160時間未満勤務の保育士等（有資格）」に記載の職員である。

・当該職員は1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）で、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）を締結した職員である。

・当該職員は必要保育士等として配置する時間数を除いて記載している。

・施設の設置者が定める就業規則における育児、介護又は病気を事由とする短時間勤務である。

□A区分単価②イを適用する場合、次の全ての要件を満たしている。

・雇用状況表のローテーション保育士雇用費対象職員欄の「月160時間未満勤務の保育士等（有資格）」に記載の職員である。

・当該職員は1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）で、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）を締結した職員である。

・当該職員は必要保育士等又は一時保育等の他の事業と兼務している。

・当該職員は必要保育士等又は他の事業として配置する時間数を除いて記載している。

□A区分単価②ウを適用する場合、次の全ての要件を満たしている。

・雇用状況表のローテーション保育士雇用費対象職員欄の「月160時間未満勤務の保育士等（有資格）」に記載の職員である。

・高齢者雇用安定法の継続雇用制度の対象となる定年後再雇用職員又は定年後勤務延長職員で、60歳以降の賃金額が60歳到達時点の直前の賃金月額の75%以上の水準にある職員

・当該職員は必要保育士等として配置する時間数を除いて記載している。

ローテーション 保育士（保育教諭）雇用費	※施設の利用定員に応じて最大５人（800時間）まで助成対象とする 利用定員30人以下　２人（320時間）まで 利用定員31人以上60人以下　３人（480時間）まで 利用定員61人以上90人以下　４人（640時間）まで 利用定員91人以上　５人（800時間）まで ※定員は２・３号の利用定員による ※本園・分園の場合は、それぞれの定員ごとに、上記人数を適用する。								
保育補助者雇用 経費	【保育所、認定こども園（幼保連携型）】 １　支給単価（月額） 雇用対象者１人あたり 経験年数３年未満　１６３，５００円【月額】 経験年数３年以上７年未満　２０４，５００円【月額】 経験年数７年以上　２７２，６００円【月額】 ※令和６年度時点で保育補助者雇用経費を活用する施設のうち、当該年度から同じ保育補助者を雇用し続けて保育補助者雇用経費を申請する場合で経験年数が３年未満の場合は、令和７年度に限り３年以上７年未満の単価を適用することができる。 ただし、助成対象人数の上限は以下の表のとおりとする。 <table><tr><td>利用定員（１～３号）</td><td>助成対象人数上限</td></tr><tr><td>１００人以下</td><td>１人</td></tr><tr><td>１０１人以上</td><td>２人</td></tr></table> ※契約している所定労働時間の合計が月１５０時間以上につき１人とみなす。 ２　経験年数 （１）基準日 保育補助者を複数配置している施設における平均経験年数については、当該年度の４月１日を基準とする。４月１日時点において補助対象経費に計上する保育補助者のいない施設において、４月１日以後に新たに補助対象経費に計上する保育補助者を雇い上げた場合、最初に雇い上げた日を基準とする。また、４月１日以後に開所した施設においては、開所日を基準とする。ただし、当該年度の翌年度以降は４月１日が基準日とする。 なお、基準日以後に、新たに保育補助者を雇い上げるなどにより平均経験年数に変化が生じた場合であっても、当該年度においては当初に設定した補助基準額から変更しないこととする。 （２）経験年数の計算方法 原則、現施設雇用年月日から基準日までの保育補助者として従事した期間を経験年数とする。現施設雇用年月日から基準日までの間に、保育補助者として勤務していない期間がある場合は、経験年数の算出から、その月数分を除いて算出する。 なお、保育補助者として従事した期間とは以下のとおりとする。 ①現施設で保育補助者として従事している期間 保育補助者雇用経費の対象者として、雇用状況表に記載されていた期間とする。 ②横浜市内の他施設で保育補助者として従事した期間 保育補助者雇用経費の対象者として、雇用状況表に記載されていた期間とする。 なお、その期間の確認方法は下記（３）のとおりとする。 ③横浜市内の他施設での保育補助者として従事した期間 勤務先施設の所在地自治体が表示保育補助者の要件を満たし、保育補助者として勤務していた期間とする。 なお、その期間の確認方法は下記（３）のとおりとする。 （３）他の保育所等において保育補助者として従事した経験がある者の経験年数の算定 他の保育所等において保育補助者として従事した経験がある場合には、職歴の確認により、通算することも可能とする。なお、職歴の確認方法については、「保育補助者実習等修了証明書」の証明年月日や職歴証明書、履歴書等で確認をすること。 なお、他の保育所等とは、以下の施設種別を言う。 ①保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。） ②小規模保育事業を行う者（法第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。③の事業において同じ。） ③事業所内保育事業を行う者 ④法59条の２第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（平成２９年４月２７日府子本第３７０号・雇児発０４２７第２号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第２の１に定める企業主導型保育事業を行う者 （４）複数の保育補助者を雇用している場合の平均経験年数の算定方法 平均経験年数については、雇用状況表に記載した保育補助者の従事年月数を合算した総年月数を上記保育補助者の人数で除して得た年数（６か月以上の端数は１年とし、６か月未満の端数は切り捨て）とする。 <table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>・保育補助者及び有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）を月150時間以上雇用している。 ・園内研修等を受けさせるなど、保育補助者等の知識及び技能の習得に努めている。 ・保育補助者に保育士資格の取得を促している。 ・向上支援費加算状況等届出書の【実施計画①】（保育補助者等の業務内容及び保育士の業務が軽減される内容）と【実施計画②】（保育補助者等の配置以外で、保育士の勤務環境改善に関する取組）【実施計画③】保育補助者の資格取得見込み時期及び資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）に内容を記載している。</td></tr></table>	利用定員（１～３号）	助成対象人数上限	１００人以下	１人	１０１人以上	２人	支給要件	・保育補助者及び有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）を月150時間以上雇用している。 ・園内研修等を受けさせるなど、保育補助者等の知識及び技能の習得に努めている。 ・保育補助者に保育士資格の取得を促している。 ・向上支援費加算状況等届出書の【実施計画①】（保育補助者等の業務内容及び保育士の業務が軽減される内容）と【実施計画②】（保育補助者等の配置以外で、保育士の勤務環境改善に関する取組）【実施計画③】保育補助者の資格取得見込み時期及び資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）に内容を記載している。
利用定員（１～３号）	助成対象人数上限								
１００人以下	１人								
１０１人以上	２人								
支給要件									
・保育補助者及び有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）を月150時間以上雇用している。 ・園内研修等を受けさせるなど、保育補助者等の知識及び技能の習得に努めている。 ・保育補助者に保育士資格の取得を促している。 ・向上支援費加算状況等届出書の【実施計画①】（保育補助者等の業務内容及び保育士の業務が軽減される内容）と【実施計画②】（保育補助者等の配置以外で、保育士の勤務環境改善に関する取組）【実施計画③】保育補助者の資格取得見込み時期及び資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）に内容を記載している。									

保育士育成促進費	【保育所、認定こども園（幼保連携型）】 ・支給要件 以下の要件をすべて満たす場合に助成対象とし、対象者の勤務時間数に応じた金額を助成。 ア 保育補助者雇用経費を活用して雇用していた保育補助者が保育士資格を取得し、継続して同一施設において保育士として雇用している イ 上記アの対象者が保育補助者として保育士資格取得前の直近3か月以上かつ月60時間以上勤務している ウ ローテーション保育士（保育教諭）雇用費の上限人数を超えて、保育士（保育教諭）が配置されている ・対象期間 保育士証の登録日の翌月を含む2年度間。 （ただし、登録日が1日の場合は当月を含む2年度間とする） ※登録日の翌月が平成29年度の場合は、平成30年度の1年度間が対象 ・助成額 <table><tr><td></td><td>勤務時間</td><td>助成額【月額】</td></tr><tr><td>A区分</td><td>月160時間以上</td><td>1施設あたり 339,200円</td></tr><tr><td>B区分</td><td>月120時間以上</td><td>1施設あたり 254,400円</td></tr></table> ※対象者が複数いる場合には契約している所定労働時間の合計が月160時間又は月120時間となっていれば請求可。		勤務時間	助成額【月額】	A区分	月160時間以上	1施設あたり 339,200円	B区分	月120時間以上	1施設あたり 254,400円
	勤務時間	助成額【月額】								
A区分	月160時間以上	1施設あたり 339,200円								
B区分	月120時間以上	1施設あたり 254,400円								
第三者評価受審費助成	【保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】 1施設 600,000円を限度として、実際に要した金額と公定価格における第三者評価受審加算の支給額との差額を助成 ※5年に1度を限度とし、受審年度及びその前4年度において、受審費の助成を受けている施設は、助成の対象とならないものとする。 <table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td> 【保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】 ・かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の定める評価基準に沿ってかながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。 ・公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、3月分の請求において、同時に請求を行うこと。 【認定こども園】 ・「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が定める評価基準に沿った評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。 ・公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、3月分の請求において、同時に請求を行うこと。 </td></tr></table>	支給要件	【保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】 ・かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の定める評価基準に沿ってかながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。 ・公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、3月分の請求において、同時に請求を行うこと。 【認定こども園】 ・「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が定める評価基準に沿った評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。 ・公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、3月分の請求において、同時に請求を行うこと。							
支給要件										
【保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】 ・かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の定める評価基準に沿ってかながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。 ・公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、3月分の請求において、同時に請求を行うこと。 【認定こども園】 ・「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が定める評価基準に沿った評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。 ・公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、3月分の請求において、同時に請求を行うこと。										

補助員雇用費	【家庭的保育事業】 （１か月あたりの経費） １か月あたりの経費については、家庭的保育補助者を実際に雇用した時間数と上限を比較して、少ない時間数に１，６９６円を乗じた額と公定価格における家庭的保育補助者加算の支給額（処遇改善等加算を除く）との差額を助成 ※上記の金額がマイナスになる場合及び入所児童数が０人の場合は助成対象外とする。 【上限】 ・１園あたり 月額５５１，２００円 （325時間（11時間×25日）×１，６９６円） （研修費用） ①家庭的保育補助者として雇用予定の者が受講した子育て支援員研修受講時間数（見学実習を除く）の実績に１時間あたりの単価を乗じた額を助成 ②家庭的保育者が現任研修等に参加した際、保育士資格を有する家庭的保育補助者による代替保育を実施した時間数の実績に１時間あたりの単価を乗じた額を助成 ・１時間あたりの単価 １，６９６円 <table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>・家庭的保育補助者を雇用している。</td></tr></table> 【小規模保育事業Ｃ型】 １施設あたり 月８０時間配置 １３５，６８０円 月１６０時間配置 ２７１，３６０円 ※配置基準を超えて家庭的保育補助者を雇用している場合に限る。 ※家庭的保育者に加え常時１名以上の家庭的保育補助者（家庭的保育者でも可）を配置していること。 <table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>・市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に家庭的保育補助者を０．５人（月８０時間）もしくは１人（月１６０時間）雇用している。 ・家庭的保育者に加え常時１名以上の家庭的保育補助者（家庭的保育者でも可）を配置している。</td></tr></table>	支給要件	・家庭的保育補助者を雇用している。	支給要件	・市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に家庭的保育補助者を０．５人（月８０時間）もしくは１人（月１６０時間）雇用している。 ・家庭的保育者に加え常時１名以上の家庭的保育補助者（家庭的保育者でも可）を配置している。
支給要件					
・家庭的保育補助者を雇用している。					
支給要件					
・市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に家庭的保育補助者を０．５人（月８０時間）もしくは１人（月１６０時間）雇用している。 ・家庭的保育者に加え常時１名以上の家庭的保育補助者（家庭的保育者でも可）を配置している。					
年休等代替職員雇用費	【小規模保育事業（Ａ型・Ｂ型）、事業所内保育事業】 １施設あたり 月８０時間配置 １４１，２００円 月１６０時間配置 ２８２，４００円 ※配置基準を超えて保育士を雇用している場合に限る。 ※常時２名以上の保育士を配置していること。 <table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>・市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に保育士を０．５人（月８０時間）もしくは１人（月１６０時間）雇用している。 ・常時２人以上の保育士を配置している。 ・朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を実施していない</td></tr></table>	支給要件	・市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に保育士を０．５人（月８０時間）もしくは１人（月１６０時間）雇用している。 ・常時２人以上の保育士を配置している。 ・朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を実施していない		
支給要件					
・市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に保育士を０．５人（月８０時間）もしくは１人（月１６０時間）雇用している。 ・常時２人以上の保育士を配置している。 ・朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を実施していない					
家庭的保育者 １名分加配加算	【小規模保育事業Ｃ型】 １施設あたり 月額６３，８００円 <table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>・家庭的保育者を３名雇用している。</td></tr></table>	支給要件	・家庭的保育者を３名雇用している。		
支給要件					
・家庭的保育者を３名雇用している。					
交通費負担軽減助成	【居宅訪問型保育事業】 助成額は、交通費実費と助成対象上限額を比較して少ない金額とする。 児童一人あたり月額上限２１，０００円 ※ 横浜市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の助成対象となる場合、交通費の実績から２，７００円を除いた額で計算するものとする。 <table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>・利用児童があり、市外受諾児童ではないこと。 ・訪問経路は経済性、合理性、最短で訪問できること（原則 遠回りの禁止）、確実に訪問できること、安全に訪問できることなどを総合的に勘案した公共交通機関（タクシー除く）を利用した経路とすること。</td></tr></table>	支給要件	・利用児童があり、市外受諾児童ではないこと。 ・訪問経路は経済性、合理性、最短で訪問できること（原則 遠回りの禁止）、確実に訪問できること、安全に訪問できることなどを総合的に勘案した公共交通機関（タクシー除く）を利用した経路とすること。		
支給要件					
・利用児童があり、市外受諾児童ではないこと。 ・訪問経路は経済性、合理性、最短で訪問できること（原則 遠回りの禁止）、確実に訪問できること、安全に訪問できることなどを総合的に勘案した公共交通機関（タクシー除く）を利用した経路とすること。					

職員配置加算 (休日)	【保育所、認定こども園（２・３号）】			
	休日保育の年間延べ 利用子ども数（人）	職員配置加算 単価（円）	処遇改善等加算 （区分１及び区分２）分 （円）※	事業費分（円）
	～ ２１０	９９,９００	９９０×加算率	８,４００
	２１１ ～ ２７９	１０７,１００	１,０７０×加算率	１１,１８０
	２８０ ～ ３４９	１２１,７００	１,２１０×加算率	１３,９６０
	３５０ ～ ４１９	１３６,３００	１,３６０×加算率	１６,７６０
	４２０ ～ ４８９	１５０,９００	１,５００×加算率	１９,５６０
	４９０ ～ ５５９	１６５,４００	１,６５０×加算率	２２,３６０
	５６０ ～ ６２９	１８０,０００	１,８００×加算率	２５,１６０
	６３０ ～ ６９９	１９４,５００	１,９４０×加算率	２７,９６０
	７００ ～ ７６９	２０９,１００	２,０９０×加算率	３０,７６０
	７７０ ～ ８３９	２２３,６００	２,２３０×加算率	３３,５６０
	８４０ ～ ９０９	２３８,２００	２,３８０×加算率	３６,３６０
	９１０ ～ ９７９	２５２,８００	２,５２０×加算率	３９,１６０
	９８０ ～ １,０４９	２６７,４００	２,６７０×加算率	４１,９６０
	１,０５０ ～	２８１,９００	２,８１０×加算率	４２,０００
※処遇改善等加算の加算額は、各単価に施設の平均経年数（旧処遇Ⅰ基礎分）と職員の賃金改善（旧処遇Ⅰ賃金改善要件分及び旧処遇Ⅲ相当分）及びキャリアパス（旧処遇Ⅰキャリアパス要件分）の状況に応じて決定する加算率（％）×１００を乗じて得た額とする。				
支給要件				
・休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、日曜日、国民の祝日および休日に横浜市基準の保育士を配置している。				

食育推進助成 (休日)	【保育所、認定こども園（２・３号）、小規模保育事業（Ａ型・Ｂ型）、事業所内保育事業】			
	１施設あたり 月額４４,４８０円			
	支給要件			
・休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、休日保育において、自園調理を行っている。				

障害児等受入加算 (休日)	【保育所、認定こども園（２号・３号）、小規模保育事業、事業所内保育事業】			
	標準時間 (11時間) 認定児童	A区分 １：１相当	対象児童１人あたり 月額１４１,６８０円	
		B区分 ２：１相当	対象児童１人あたり 月額 ８０,４４０円	
		C区分 ３：１相当	対象児童１人あたり 月額 ５２,２２０円	
		個別支援児童	対象児童１人あたり 月額 ４２,９６０円	
	短時間 (８時間) 認定児童	A区分 １：１相当	対象児童１人あたり 月額１０３,０３０円	
		B区分 ２：１相当	対象児童１人あたり 月額 ５８,５１０円	
		C区分 ３：１相当	対象児童１人あたり 月額 ３７,９７０円	
		個別支援児童	対象児童１人あたり 月額 ３１,２３０円	
	支給要件			
・休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童を保育している。 ・休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童又は医療的ケア対象児童の保育・教育に必要な保育士を加配する等の対応をしている。				

持ち物負担軽減助成	【保育所、認定こども園（幼保連携型）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】	
	区分	助成単価
	持ち物負担軽減実施要綱第5条第1項第1号に規定する助成	対象児童1人あたり 月額1,000円
	持ち物負担軽減実施要綱第5条第1項第2号に規定する助成	対象児童1人あたり 月額500円
	支給要件	
	・持ち物負担軽減実施要綱のとおり	

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設名

令和 年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等	
1	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 月の初日に利用児童が1人以上いる。 ☐ 保育支援者を施設に配置し、保育支援者が幼稚園教諭等の負担軽減に資する業務に従事している。 ☐ 業務の効率化など、幼稚園教諭等の業務負担軽減に取り組んでいる。 ☐ 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。 【実施計画①】保育支援者の業務内容及び保育教諭の業務負担が軽減される内容	☐ 有 ☐ 無	
	【実施計画②】保育支援者の配置以外で、保育教諭の勤務環境の改善に関する取組等		
2	食育推進助成① 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。 ※週当たりの自園調理実施日数を記入	☐ 有 ☐ 無	※有の場合、日数を 入力
3	食育推進助成② 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 利用定員が41人以上である。 ☐ 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上勤務の栄養士を雇用(実人数)している。 ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。	☐ 有 ☐ 無	人
4	アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 ☐ アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること。 ☐ 利用定員に対する対象児童（月初日時点 市外児童含む）の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。	☐ 有 ☐ 無	

加算項目等		実施状況等
5	産休等代替職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 施設で定める常勤職員（幼稚園教諭・看護職・栄養士・調理員等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 ☐ 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求 休暇・療養している職員の休暇・療養前の資格種別 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 栄養士 ☐ 無資格者（上記以外）	※「栄養士」には管理栄養士を含みます。 ☐ 有 ☐ 無 有の場合、金額を入力
6	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
7	被虐待児童対応費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、幼稚園教諭加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
8	看護職員雇用加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 月100時間、75時間、50時間、または25時間以上勤務の看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）の資格を有する職員を雇用している。	☐ 有 ☐ 無 有の場合、時間を選択
9	医療的ケア対応看護師雇用費 別紙参照。	別紙参照
10	外国人児童保育事業助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 利用定員に対する外国人児童（保護者のどちらかが外国人 市外児童含む）の割合が20%以上である ・ 40%以上の加算区分を適用する場合は、基準幼稚園教職員数に加えて幼稚園教諭等を雇用している。	☐ 有(40%以上) ☐ 有(20%以上40%未満) ☐ 無
11	スポット支援員配置助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 初日に利用児童が1人以上いる。 ☐ 「保育者業務支援事業費助成」を請求しており、保育者業務支援事業費助成で配置する保育支援者とは別の保育支援者（スポット支援員）を配置している。 ☐ 保育支援者（スポット支援員）は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。 ☐ 保育支援者（スポット支援員）は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者である 【実施計画】保育支援者（スポット支援員）の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容	☐ 有 ☐ 無

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設名

令和 年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等
1	職員配置加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 横浜市基準の保育士配置基準を満たしている。	☐ 有 ☐ 無
2	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 月の初日に利用児童が1人以上いる。 - 保育支援者を施設に配置し、保育支援者が保育士等の負担軽減に資する業務に従事している。 - 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 - 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。 【実施計画①】 保育支援者の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容	☐ 有 ☐ 無
	【実施計画②】 保育支援者の配置以外で、保育士の勤務環境の改善に関する取組等	
3	食育推進助成① 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 開所日全て（月から土曜日まで（日曜日・祝日を除く）において、自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。（※） ※保育の利用希望がなく、給食を提供しない日がある場合も、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている場合、自園調理をしているとみなす。	☐ 有 ☐ 無

加算項目等	実施状況等
4 食育推進助成② 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 利用定員が41人以上である。 ・ 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上勤務の栄養士等を雇用(実人数)している。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、人数を入力 人
5 アレルギー児童対応費 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 ・ アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること。 ・ 利用定員に対する対象児童（月初日時点 市外児童含む）の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。	☐ 有 ☐ 無
6 産休等代替職員雇用費 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 施設で定める常勤職員（保育士・看護職・栄養士・調理員等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 ・ 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求 休暇・療養している職員の休暇・療養前の資格種別 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 栄養士 ☐ 無資格者（上記以外）	※「栄養士」には管理栄養士を含みます。 ☐ 有 ☐ 無 有の場合、金額を入力 円
7 障害児等受入加算 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童が在籍している。 ・ 障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童又は医療的ケア対象児童の保育・教育に必要な保育士を加配する等の対応をしている。	☐ 有 ☐ 無
8 被虐待児童対応費 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
9 看護職員雇用加算 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 月160時間、120時間、80時間、または40時間以上勤務の看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）の資格を有する職員を雇用している。	☐ 有 ☐ 無
10 医療的ケア対応加算 別紙参照。	別紙参照
11 外国人児童保育事業助成 【加算要件】 ※項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 ・ 利用定員に対する外国人児童（保護者のどちらかが外国籍 市外児童も含む）の割合が20%以上である ・ 40%以上の加算区分を適用する場合は、市基準保育士数に加えて保育士を雇用し	☐ 有(40%以上) ☐ 有(20%以上40%未満) ☐ 無

加算項目等	※加算要件の該当項目の口にチェックを入れてください	実施状況等
12	ローテーション保育士雇用費 【加算要件】 下記の加算要件を満たしている。 ・ 市の配置基準の必要保育士並びに国及び市のその他の加算保育士に加えて保育士（ローテーション保育士）が月40時間以上配置されている。 ・ ICTの活用を進めていること。 ※公定価格における1歳児配置改善加算のICT活用要件と同要件とします。なお、経過措置として、令和8年度予算に係る助成金に限り、令和9年3月31日までにICT活用要件を満たす見込みがある場合には、本要件を満たすものとみなします。 A区分単価ローテーション保育士数(整数部分+端数部分) B区分単価ローテーション保育士数(整数部分+端数部分)	本加算申請時にICTに関する要件を満たしていない場合のICT要件を満たすことができる見込の年月日 令和 年 月 日 人 人
13	保育補助者雇用経費 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、加算適用となる保育補助者の人数を選択してください。（利用定員100人以下は1人、101人以上は2人まで） ・ 保育補助者等を月150時間以上雇用している。 ・ 園内研修等を受けさせるなど、保育補助者の知識及び技能の習得に努めている。 ・ 保育補助者に保育士資格の取得を促している。 ・ 下記の実施計画に内容を記載している。 【実施計画①】 保育補助者の業務内容及び保育士の業務が軽減される内容 【実施計画②】 保育補助者の配置以外で、保育士の勤務環境の改善に関する取組 【実施計画③】 保育補助者の資格取得見込み時期及び資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）	人
14	保育士育成促進費 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 ・ 保育補助者雇用経費を活用して雇用していた保育補助者が保育士資格を取得し、継続して同一施設において保育士として雇用している。 ・ 上記の対象者が保育補助者として保育士資格取得前の直近3か月以上かつ月60時間以上勤務している。 ・ ローテーション保育士雇用費の上限人数を超えて、保育士が配置されている。 ・ 対象月が上記対象者の保育士証の登録日の翌月を含む2年度間（ただし、登録日が1日の場合は当月を含む2年度間）に該当する。 ※上記対象者の勤務時間が160時間以上の場合はA区分、120時間以上の場合はB区分	☐ A区分 ☐ B区分 ☐ 無
15	職員配置加算（休日） 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ・ 日曜日、国民の祝日及び休日（以下、「休日等」という。）に横浜市基準の職員を配置している。	☐ 有 ☐ 無
16	食育推進助成（休日） 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ・ 休日保育実施日に自園調理（調理業務委託の場合も含む）をしている。 ※弁当持参は加算対象外	☐ 有 ☐ 無

加算項目等	※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等
17	<u>障害児等受入加算(休日)</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ・ 休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童を保育している。	□ 有 □ 無
18	<u>スポット支援員配置助成</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 初日に利用児童が1人以上いる。 ・ 「保育者業務支援事業費助成」を請求しており、保育者業務支援事業費助成で配置する保育支援者とは別の保育支援者(スポット支援員)を配置している。 ・ 保育支援者(スポット支援員)は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。 ・ 保育支援者(スポット支援員)は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者で 【実施計画】保育支援者(スポット支援員)の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容 	□ 有 □ 無

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
施設名

令和 年度
月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等	
1	職員配置加算（2・3号） 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・横浜市基準の保育教諭配置基準を満たしている。	☐ 有 ☐ 無	
2	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・月の初日に利用児童が1人以上いる。 ・保育支援者を施設に配置し、保育支援者が保育教諭等の負担軽減に資する業務に従事している。 ・業務の効率化など、保育教諭等の業務負担軽減に取り組んでいる。 ・子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。 【実施計画①】保育支援者の業務内容及び保育教諭の業務負担が軽減される内容	☐ 有 ☐ 無	
	【実施計画②】保育支援者の配置以外で、保育教諭の勤務環境の改善に関する取組等		
3	食育推進助成①（1号） 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。 ※週当たりの自園調理実施日数を記入	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、日数を 入力	日
4	食育推進助成①（2・3号） 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・開所日全て（月から土曜日まで（日曜日・祝日を除く）において、自園調理（委託の場合も含む）を実施している。（保育の利用希望がなく、給食を提供しない日がある場合も、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている場合、自園調理しているとみなす。）	☐ 有 ☐ 無	
5	食育推進助成② 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・利用定員が41人以上である。 ・1か月あたりの所定労働時間が120時間以上勤務の栄養士等を雇用(実人数)している。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、人数を 入力	人

加算項目等	実施状況等
6 <u>アレルギー児童対応費</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 - アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること。 - 利用定員に対する対象児童（月初日時点 市外児童含む）の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。	☐ 有 ☐ 無
7 <u>産休等代替職員雇用費</u> ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 施設で定める常勤職員（保育教諭・看護職・栄養士等・調理員等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 - 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求 休暇・療養している職員の休暇・療養前の資格種別 ☐ 幼稚園教諭・保育士 ☐ 看護職員 ☐ 栄養士 ☐ 無資格者（左記以外）	☐ 有 ☐ 無 有の場合、金額を入力
8 <u>障害児等受入加算</u> 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 - 障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童が在籍している。 - 障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童又は医療的ケア対象児童の保育・教育に必要な保育士等を加配する等の対応をしている。	☐ 有 ☐ 無
9 <u>被虐待児童対応費</u> 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育教諭加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
10 <u>看護職員雇用加算</u> 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 月160時間、120時間、80時間、または40時間以上勤務の看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）の資格を有する職員を雇用している。	☐ 有 ☐ 無 有の場合、時間を選択 時間
11 <u>医療的ケア対応加算（1号）</u> 別紙参照。	別紙参照
12 <u>医療的ケア対応加算（2・3号）</u> 別紙参照。	別紙参照
13 <u>外国人児童保育事業助成</u> 【加算要件】※項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 - 利用定員に対する外国人児童（保護者のどちらかが外国籍 市外児童も含む）の割合が20%以上である 40%以上の加算区分を適用する場合は、市基準保育士数に加えて保育士を雇用している。	☐ 有(40%以上) ☐ 有(20%以上40%未満) ☐ 無

加算項目等		実施状況等
14	<u>ローテーション保育教諭雇用費（2・3号）</u> 【加算要件】 下記の加算要件を満たしている。 ・ 市の配置基準の必要保育士並びに国及び市のその他の加算保育士（以下「必要保育士等」という。）に加えて保育士（ローテーション保育士）が月40時間以上配置されている。 ・ ICTの活用を進めていること。 ※公定価格の1歳児配置改善加算のICTの活用を進めていることと同様の要件とします。 なお、令和8年度中は、令和9年3月までにICT要件を満たすことができる予定であればローテーション保育士雇用費の受給を継続できる経過措置期間とします。	本加算申請時にICTに関する要件を満たしていない場合のICT要件を満たすことができる見込の年月日 令和 年 月 日
	A区分単価ローテーション保育教諭数(整数部分+端数部分)	人
	B区分単価ローテーション保育教諭数(整数部分+端数部分)	人
15	<u>保育補助者雇用経費（幼保連携型のみ）</u> 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、加算適用となる保育補助者の人数を選択してください。（利用定員100人以下は1人、101人以上は2人まで） ・ 保育補助者を月150時間以上雇用している。 ・ 園内研修等を受けさせるなど、保育補助者の知識及び技能の習得に努めている。 ・ 保育補助者に保育士資格の取得を促している。 ・ 下記の実施計画に内容を記載している。 【実施計画①】 保育補助者の業務内容及び保育士の業務が軽減される内容	人
	【実施計画②】 保育補助者の配置以外で、保育士の勤務環境の改善に関する取組	
	【実施計画③】 保育補助者の資格取得見込み時期及び資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）	
16	<u>保育士育成促進費（幼保連携型のみ）</u> 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 ・ 保育補助者雇用経費を活用して雇用していた保育補助者が保育士資格を取得し、継続して保育士として雇用している。 ・ 上記の対象者が保育補助者として保育士資格取得前の直近3か月以上かつ月60時間以上勤務している。 ・ ローテーション保育教諭雇用費の上限人数を超えて、保育教諭が配置されている。 ・ 対象月が上記対象者の保育士証の登録日の翌月を含む2年度間（ただし、登録日が1日の場合は当月を含む2年度間）に該当する。 ※上記対象者の勤務時間が160時間以上の場合はA区分、120時間以上の場合はB区分	☐ A区分 ☐ B区分 ☐ 無
17	<u>職員配置加算（休日）</u> 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ・ 日曜日、国民の祝日及び休日（以下、「休日等」という。）に横浜市基準の職員を配置している。	☐ 有 ☐ 無

加算項目等	実施状況等
18 <u>食育推進助成(休日)</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ・ 休日保育実施日に自園調理(調理業務委託の場合も含む)をしている。 ※弁当持参は加算対象外	□ 有 □ 無
19 <u>障害児等受入加算(休日)</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ・ 休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童を保育している。	□ 有 □ 無
20 <u>スポット支援員配置助成</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 初日に利用児童が1人以上いる。 ・ 「保育者業務支援事業費助成」を請求しており、保育者業務支援事業費助成で配置する保育支援者とは別の保育支援者(スポット支援員)を配置している。 ・ 保育支援者(スポット支援員)は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。 ・ 保育支援者(スポット支援員)は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者である。 【実施計画】 保育支援者(スポット支援員)の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容	□ 有 □ 無

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所名

令和 年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等
1	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 月の初日に利用児童が1人以上いる。 ☐ 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 ☐ 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。 【保育士等の負担軽減のために取り組んでいる内容】	☐ 有 ☐ 無
2	食育推進助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 開所日全て（月から土曜日まで（日曜日・祝日を除く）において、自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。（保育の利用希望がなく、給食を提供しない日がある場合も、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている場合、自園調理をしているとみなす。）	☐ 有 ☐ 無
3	アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 ☐ アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること。 ☐ 利用定員に対する対象児童（月初日時点 市外児童含む）の割合が1％以上（小数点以下切り上げ）である。	☐ 有 ☐ 無
4	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 障害児保育教育対象児童又は個別支援対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
5	医療的ケア対応看護師雇用費 別紙参照。	別紙参照
6	補助員雇用費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 家庭的保育補助者を雇用している。	☐ 有(160時間) ☐ 有(80時間) ☐ 無

加算項目等		実施状況等
7	被虐待児童対応費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
8	スポット支援員配置助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 初日に利用児童が1人以上いる。 ☐ 保育支援者（スポット支援員）は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。 ☐ 保育支援者（スポット支援員）は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者である。 【実施計画】保育支援者（スポット支援員）の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容	☐ 有 ☐ 無

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所名

令和 年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等
1	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 月の初日に利用児童が1人以上いる。 - 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 - 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。 【保育士等の負担軽減のために取り組んでいる内容】	☐ 有 ☐ 無
2	食育推進助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 開所日全て（月から土曜日まで（日曜日・祝日を除く）において、自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。（保育の利用希望がなく、給食を提供しない日がある場合も、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている場合、自園調理をしているとみなす。）	☐ 有 ☐ 無
3	アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 - アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること。 - 利用定員に対する対象児童（月初日時点 市外児童含む）の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。	☐ 有 ☐ 無
4	産休等代替職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 常勤職員（保育士・看護職・栄養士・調理員等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 - 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求 休暇・療養している職員の休暇・療養前の資格種別 ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。 ■保育士 ■看護職員 ■栄養士 ■無資格者（上記以外）	☐ 有 ☐ 無
		有の場合、金額を入力
5	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 障害児保育教育対象児童又は個別支援対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
6	被虐待児童対応費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 施設・事業所を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
7	看護職雇用加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 月160時間、120時間、80時間、または40時間以上勤務の看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）の資格を有する職員を雇用している。	☐ 有 ☐ 無
		有の場合、時間を選択

加算項目等		実施状況等
8	<u>医療的ケア対応看護師雇用費</u> 別紙参照。	別紙参照
9	<u>年休等代替職員雇用費</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に保育士を雇用している。 - 常時2名以上の保育士を配置している。 - 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を実施していない。	☐ 有(160時間) ☐ 有(80時間) ☐ 無
10	<u>食育推進助成(休日)</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 - 休日保育実施日に自園調理(調理業務委託の場合も含む)をしている。 ※弁当持参は加算対象外	☐ 有 ☐ 無
11	<u>障害児等受入加算(休日)</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 - 休日保育実施日に障害児保育教育対象児童又は個別支援対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
12	<u>スポット支援員配置助成</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 初日に利用児童が1人以上いる。 - 保育支援者(スポット支援員)は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。 - 保育支援者(スポット支援員)は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者である。 【実施計画】保育支援者(スポット支援員)の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容	☐ 有 ☐ 無

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所名

令和 年度
月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等
1	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 月の初日に利用児童が1人以上いる。 - 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 - 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。 【保育士等の負担軽減のために取り組んでいる内容】	☐ 有 ☐ 無
2	食育推進助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 開所日全て（月から土曜日まで（日曜日・祝日を除く）において、自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。（保育の利用希望がなく、給食を提供しない日がある場合も、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている場合、自園調理をしているとみなす。）	☐ 有 ☐ 無
3	アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可） - を作成し、マニュアルに沿って対応している。 - アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること。 - 利用定員に対する対象児童（月初日時点 市外児童含む）の割合が1％以上（小数点以下切り上げ）である。	☐ 有 ☐ 無
4	産休等代替職員雇用費 ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 常勤職員（保育士・看護職・栄養士等・調理員等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 - 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求 休暇・療養している職員の休暇・療養前の資格種別 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 栄養士 ☐ 無資格者（上記以外）	☐ 有 ☐ 無 有の場合、金額を入力
5	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 障害児保育教育対象児童又は個別支援対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
6	被虐待児童対応費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
7	医療的ケア対応看護師雇用費 別紙参照。	別紙参照

加算項目等	実施状況等
8 <u>補助員雇用費</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ■ 市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に家庭的保育補助者を雇用している。 ■ 家庭的保育者に加え常時1名以上の家庭的保育補助者（家庭的保育者でも可）を配置している。	☐ 有(160時間) ☐ 有(80時間) ☐ 無
9 <u>家庭的保育者1名分加配加算</u> 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ■ 家庭的保育者を3名雇用している。	☐ 有 ☐ 無
10 <u>スポット支援員配置助成</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ■ 初日に利用児童が1人以上いる。 ■ 保育支援者（スポット支援員）は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。 ■ 保育支援者（スポット支援員）は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者である。 【実施計画】保育支援者（スポット支援員）の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容	☐ 有 ☐ 無

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所名

令和 年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等
1	交通費負担軽減助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ▪ 利用児童がおり、市外受諾児童ではないこと。 ▪ 訪問経路は経済性、合理性、最短で訪問できること（原則 遠回りの禁止）、確実に訪問できること、安全に訪問できることなどを総合的に勘案した経路とすること。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、金額を入力

第1号様式の9（保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業、小規模保育事業C型（登園時の持ち物負担軽減助成用））

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
施設名				事務担当者	
				連絡先	

令和 年度

【登園時の持ち物負担軽減助成】向上支援費加算状況等届出書

加算項目等	実施状況等
<u>登園時の持ち物負担軽減助成</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 登園時の持ち物負担軽減助成を申請し、審査結果通知において、助成「可」とされている。 - 登園時の持ち物負担軽減助成実績報告書を所定の期日までに提出する。	☐ 有 ☐ 無

第1号様式の11(保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業、小規模保育事業C型(第三者評価受審費助成用))

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
施設名				事務担当者	
				連絡先	

令和 年度

【第三者評価受審費助成】向上支援費加算状況等届出書

加算項目等	実施状況等
第三者評価受審費助成 ※5年に1回のみ請求可能 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 12月末までに第三者評価受審加算申請書を提出し、承認がされている。 ・ 年度内に第三者評価を実施し、領収書が提出されている。	☐ 有 ☐ 無

第2号様式の1(幼稚園)

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
		施設名		事務担当者	
				連絡先	

令和

年度

月

分

雇

用

状

況

表

- ＜雇用状況表全体について＞
- ・当月1日時点の職員及び児童の状況を記載します。なお、**当月途中で雇用開始する職員も1日時点のシフトに含まれる場合は雇用状況表に記載可能**です。
 - ・当月1日時点で把握している**産休・育休及び病休の期間を除いて記載**します。
 - ・原則、各加算項目対象欄において**氏名は重複できません。**
- ＜雇用状況表内全ての「1日の労働時間数(a)」について＞
- ・1日の労働時間数は小数点第2位まで記載します(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.50」で記載)。
なお、1日の労働時間数が固定されていない場合には、当欄の記入不要です。
 - ・休憩時間は除きます。
- ＜勤務時間が不規則な場合の入力について＞
- ・1か月の合計労働時間を「1日の労働時間数(a)」に入力し、「1か月の勤務日数(b)」に「1」を入力してください。
- (例) 1か月100時間の場合
- 1日の労働時間数(a): 100
- 1か月の勤務日数(b): 1

1 基準幼稚園教職員数

区分	年齢区分 チェック	利用定員		月1日付 在籍児数		基準幼稚園教職員数	
		人		市内児童	市外児童	合計	(小数点第2位以下切捨て)
基準幼稚園教職員配置	3歳児配置改善加算あり・満3歳児対応加配加算ありの場合						
	満3歳児	人		人	人	÷ 6 =	人
	3歳児	人		人	人	÷ 15 =	人
	3歳児配置改善加算あり・満3歳児対応加配加算なしの場合						
	満3歳児	人		人	人	÷ 15 =	人
	3歳児	人		人	人		
	3歳児配置改善加算なし・満3歳児対応加配加算ありの場合						
	満3歳児	人		人	人	÷ 6 =	人
	3歳児	人		人	人	÷ 20 =	人
	3歳児配置改善加算なし・満3歳児対応加配加算なしの場合						
	満3歳児	人		人	人	÷ 20 =	人
	3歳児	人		人	人		
	4歳以上児配置改善加算ありの場合						
	4歳以上児	人		人	人	÷ 25 =	人
幼 稚 園 他 加 算 の 職 員	4歳以上児配置改善加算なしの場合						
	4歳以上児	人		人	人	÷ 30 =	人
	小計①	人		人	人		人 c
	学級編制調整加配教諭数(1人) (利用定員31人以上300人以下の施設)						人 d
	小 計 ② (c~d)						人 e
	チーム保育加配加算 (必要教員数を超過して配置する教員数)						人 f
合	年齢別配置基準を下回る場合の調整 (配置基準を下回る人数を記入(マイナス表記))						人 g
	外国人児童保育事業助成(1人) (定員に対する外国人児童の割合が40%以上)						人 h
	合 計 (e~h)						人 i

※小数点以下
四捨五入

2 請求月初日の職員の雇用状況

① 園長

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
(登録番号:)				

- ・幼稚園教職員数には派遣職員を含むことができ、施設長が幼稚園教諭であっても幼稚園教職員数には含めません。
- ・預かり保育を専任担当する教諭を記載することはできません。

●各国の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数

[illegible][illegible]

工事依頼等を受付けた日から、自費員として雇われている職員(労働契約時)				
氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
(登録番号)				

5 請求月初日の調理員の雇用状況

※「6 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可 ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし						
	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし						
	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし						
	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし						
	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし						
	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし						
	栄養士登録番号:					
			合計			人

6 栄養管理加算

- ・ 請求月初日の栄養士等の雇用状況

(栄養管理業務を外部委託している場合を除く) ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。

- | | |
|--|--|
| ☐ ア 配置 | 【配置】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超えて配置している栄養士等 |
| ☐ イ 兼務 | 【兼務】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等 |
| ☐ ウ 嘱託 | 【嘱託】 法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。 |
| ☐ なし(栄養管理業務を外部委託) | |
| ☐ なし(栄養士を雇用していない場合) | |

＜上記選択肢について＞

「ア【配置】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超えて配置している栄養士等」について

- ・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。
- A: 給食実施加算で「施設内調理」の区分を選択した場合は、別途雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること
(基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員(調理員を含む。)が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合を除く)。
- B: 給食実施加算で「外部搬入」の区分を選択した場合は、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。

「イ【兼務】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等」について

- ・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。
- A: 給食実施加算で「施設内調理」の区分を選択した場合は、基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（調理員を含む。）が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務していること。
- B: 給食実施加算で「外部搬入」の区分を選択した場合は、基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働時 間数(a)(休憩 除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
栄養士登録番号:				

7 食育推進助成②(栄養士等格付け)

＜食育推進助成②(栄養士等格付け)の記入について＞ ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。

- ・「6 栄養管理加算」に記載の栄養士等に加えて更に1か月あたり所定労働時間120時間以上である栄養士等(実人数)を記載してください。
- ・「5 請求月初日の調理員の雇用状況」に記載の栄養士等がある場合は、当欄に再掲可能です。

・「6 栄養管理加算」に記載の栄養士等に加えて、更に雇用している1か月あたり所定労働時間120時間以上の栄養士等

氏 名		現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
栄養士登録番号:					
栄養士登録番号:					
※栄養士等格付上限人数					人

※栄養士等格付け上限人数	人
--------------	---

8 看護職員雇用加算

＜看護職員雇用加算の記入について＞

・月100時間、75時間、50時間または25時間以上の勤務の看護師、保健師、助産師、准看護師を記載してください。

・請求月初日の看護職の雇用状況

(9 医療的ケア対応看護師雇用費と重複不可)

資格チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 看護職員					
☐ 看護職員					
☐ 看護職員					
				合計労働 時間数	

9 医療的ケア対応看護師雇用費

・請求月初日の看護職の雇用状況

(8 看護職員雇用加算の職員と重複不可)

別紙参照。

10 療育支援加算

＜療育支援加算の記入について＞

・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

①主幹教諭等を補助する者の雇用状況

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

②専門職を活用する場合の雇用状況

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 専門職(療育) ☐ 看護職員					
	登録番号:				
☐ 専門職(療育) ☐ 看護職員					
	登録番号:				
☐ 専門職(療育) ☐ 看護職員					
	登録番号:				

11 講師配置加算及び指導充実加配加算

・非常勤講師の雇用状況

ア 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員数を超えて配置している非常勤講師(講師配置加算分)

＜上記アの記入について＞

・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

(利用定員が35人以下又は121人以上の施設に限る。)

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

イ 講師配置加算の非常勤講師を配置した上で、別途配置している非常勤講師(指導充実加配加算分)

＜上記イの記入について＞

・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

(1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が271人以上の施設に限る)

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

①基本分単価に含まれる事務職員及び非常勤事務職員の配置状況

(入力必須)

- ②事務職員及び非常勤事務職員の雇用状況

専任の労働時間及び非常勤労働時間の労働日数(標準労働時間)					
氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

認定こども園主幹等が所定賃金が116.8%以上の労働日、数に記入してください。				
氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

B:「事務職員配置加算」、「事務負担対応加配加算」、「保育者業務支援事業費助成」の順に記載すること。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	業務内容
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					合計人数
					人

- ・請求月初日の保育支援者（事務職員等、幼稚園教諭等の業務を支援する者）の業務委託状況
（業務委託の場合のみ記入）
＜請求月初日の保育支援者（事務職員等、保育教諭等の業務を支援する者）の業務委託状況の記入について＞
・業務内容で「事務」を選択する場合、以下のAとBに該当することを確認しました。
A: 基本分単価に含まれる事務職員に加え、別途保育支援者を配置していること。
B: 委託期間内であっても、業務の履行がない月は助成の対象外となること。

委託先	従事者数		現施設 配置開始 年月日	業務内容		
		人		☐ 事務 ☐ その他	合計人数	
		人		☐ 事務 ☐ その他		人

14 スポット支援員配置助成

- ・請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況
（雇用契約等により配置（派遣職員を含む）している場合のみ記入）
＜請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況の記入について＞
・平成26年4月1日以降に配置された方のみ対象です。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)		
					合計人数	
						人

- ・請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の業務委託状況
（業務委託の場合のみ記入）

委託先	従事者数		現施設 配置開始 年月日		
		人		合計人数	
		人			人

第2号様式の2(保育所)

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
		施設名		事務担当者	
				連絡先	

令和

年度

月

分

雇用状況表

- ＜雇用状況表全体について＞
- ・当月1日時点の職員及び児童の状況を記載します。なお、当月途中で雇用開始する職員も1日時点のシフトに含まれる場合は雇用状況表に記載可能です。

・当月1日時点で把握している産休・育休及び病休の期間を除いて記載します。

・原則、各加算項目対象欄において氏名は重複できません。
- ＜雇用状況表内全ての「1日の労働時間数(a)」について＞
- ・1日の労働時間数は小数点第2位まで記載します(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.50」で記載)。

なお、1日の労働時間数が固定されていない場合には、当欄の記入不要です。

・休憩時間は除きます。
- ＜勤務時間が不規則な場合の入力について＞
- ・1か月の合計労働時間を「1日の労働時間数(a)」に入力し、「1か月の勤務日数(b)」に「1」を入力してください。

(例)1か月100時間の場合

1日の労働時間数(a):100

1か月の勤務日数(b):1
- ＜その他加算の保育士の記入について＞
- ・その他加算の保育士に「1」等を記入する場合、以下のA～Bに該当することを確認してください。

A:「1 市基準の保育士数(有資格者のみ)」の主任保育士専任加算(h)、チーム保育推進加算(i)の加算要件を満たしている場合、該当する欄に「1」を記載した。

B:外国人児童保育事業助成(k)、延長保育実施加算(l)、に「1」等を記載する場合、それぞれ加算要件を満たすのであれば、外国人児童保育事業助成、延長保育実施加算の順に従って記載した。

1 市基準の保育士数(有資格者のみ)

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児数					市基準保育士数		
			市内児童	市外児童	私的契約	合計		合計	(小数点第2位以下切捨て)	
市基準による保育士配置(本園)	0歳児	人						÷ 3 =		人
	1歳児	人						÷ 4 =		人
	2歳児	人						÷ 5 =		人
	3歳児	人						÷ 15 =		人
	4歳以上児	人						÷ 24 =		人
	小計①	人						※		人 c
	利用定員が90人以下の施設に対する保育士加配(1人)									人 d
	保育標準時間認定対応保育士(1人)									人 e
	小 計 ② (c～e)									人 f
区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児数					市基準保育士数		
			市内児童	市外児童	私的契約	合計		合計	(小数点第2位以下切捨て)	
市基準による保育士配置(分園)	0歳児	人						÷ 3 =		人
	1歳児	人						÷ 4 =		人
	2歳児	人						÷ 5 =		人
	3歳児	人						÷ 15 =		人
	4歳以上児	人						÷ 24 =		人
	小計①'	人						※		人 c'
	利用定員が90人以下の施設に対する保育士加配(1人)									人 d'
	保育標準時間認定対応保育士(1人)									人 e'
	小 計 ②' (c'～e')									人 f'
	小 計 ③ (f+f')									人 g
その他の保育士	主任保育士専任加算(1人)									人 h
	チーム保育推進加算(平均経験年数12年以上の施設)(1～2人)									人 i
	合 計 ① (g～i)									人 j

※ a + b ≧ g

※利用定員121人以上の施設は2人まで加配可能

その他の 保育士 加算	外国人児童保育事業助成(1人) (定員に対する外国人児童の割合が40%以上)	人	k	
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)	人	l	
合 計 ② (j~l)		人	m	※ a+b ≥ m
必要保育士数(n)		人	n	※ a+b ≥ n

<参考>旧計算方法による必要保育士数

年齢区分	【本園】国基準の 保育士配置 (小数点第2位以下 切捨て)	【分園】国基準の保育 士配置 (小数点第2位以下 切捨て)
0歳児	人	人
1歳児配置改善加算ありの場合		
1歳児	人	人
2歳児	人	人
1歳児配置改善加算なしの場合		
1・2歳児	人	人
3歳児	人	人
4歳以上児配置改善加算ありの場合		
4歳以上児	人	人
4歳以上児配置改善加算なしの場合		
4歳以上児	人	人
小計	人	人
差引必要 保育士数	人	人
小計③－差引必要保育士数		人
合計①－差引必要保育士数		人

2 請求月初日の職員の雇用状況

<職員の記入について>

- ・派遣保育士がいる場合、保育士として記載してください。
- ・施設長を保育士の欄に記載する場合、「施設長を配置していない場合の調整項目」が適用となります。
- ・0歳児が4人未満である場合、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保してください。詳細は、令和5年3月30日付 こ保運第 2125 号「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに係る留意事項について（通知）」をご覧ください。
- ・理学療法士その他の専門職を配置し、保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保してください。詳細は、こども家庭庁通知 令和8年4月8日付こ成保第329号「保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について」をご覧ください。
- ・一時保育を専任担当する保育士は雇用状況表には載せられません。
- ・（一時保育事業の一般型を実施している場合）一時保育事業に従事している時間は除きます。

① 施設長

資格 チェック	氏 名		1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	保育士証等登録番号				
☐ 保育士					
☐ その他					
委託費からの給与支出		適用年月日	児童福祉事業従事期間及び従事内容		
☐ 有 ☐ 無					

＜記載方法＞

＜記載方法＞

- ・「②保育士・看護師・専門職」には「市の配置基準の必要保育士並びに国及び市のその他の加算保育士」を記載してください。具体的には次の保育士等を記載してください。

- (1) 年齢区分別の市基準配置対象の保育士。例えば、クラスやグループ担任の保育士
- (2) 「外国人児童保育事業助成」及び「延長保育実施加算」対象の保育士。特定の職員を配置していない場合、任意の職員
- (3) (1)(2)の保育士を記載しても、下記対象保育士数「a+b」が、必要保育士数「n」を下回る場合、月 160 時間以上勤務の保育士

(参考)別紙2「雇用状況表(イメージ)」

<https://h-k-yokohama.s.cybozu.com/k/5/show#record=1132>

担当の凡例

- ① 主任保育士
- ② 副主任保育士
- ③ 年齢区分別のクラス・グループ別担当
- ④ 外国人保育事業
- ⑤ 延長保育実施加算
- ⑥ 給付費の算定上のフルタイム勤務正職員等

次頁へ続<

合計		人	合計労働時間数 ①		時間
----	--	---	-----------	--	----

↑雇用契約上で週40時間を基本とする勤務

月160時間未		月160時間未満勤	①
---------	--	-----------	---

↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

左の数字が大きいかがご確認ください。

对 象		
-----	--	--

 $\geq$

＜ローテーション保育士雇用費対象職員の記入について＞

＜ローテーション保育士雇用費対象職員の記入について＞

- ②で記載した保育士以外の保育士を記載します。(②②と③で時間が重複しない場合は記載可能です。)

○ローテーション保育士雇用費について

世代代替等のためにローテーション保育士を確保するための経費で、市の配置基準の必要保育士及び他の加算保育士に加えて、月40時間以上保育士を雇用している場合及びICTの活用を促している場合と、子どもたちの教育・保育給付認定区分2号及び3号（法第19条第2号及び第3号の3）に定めるもの教育・保育給付の支給要件に該当するものと見なす。以下同。）の利用状況に応じた上乗の人数または利用費の一部について別表に定める額を支給するものとする。なお、令和8年度中は、令和9年3月までにICT要件を満たすことが予定であればローテーション保育士雇用費の受給を継続できる経過措置期間とする。

○A区分、B区分について

A区分	次の①又は②に該当する職員 ①雇用状況表の「月160時間以上勤務の保育士等(有資格)」に記載できる職員(派遣職員やパートタイマー・アルバイト等を含む。) ②雇用状況表の「月160時間未満勤務の保育士等(有資格)」に記載できる職員のうち次のいずれかに該当する職員 ア 育児・介護・病気の事由により短時間勤務をする正職員 イ 必要保育等(※1)又は一時保育等の他の事業と兼務する正職員 ウ 高齢者雇用安定法の継続雇用制度の対象となる定年後再雇用職員又は定年後勤務延長職員で、60歳以降の賃金額が60歳到達時点の直前の賃金月額(※2)の75%以上の水準にある職員
B区分	雇用状況表の「月160時間未満勤務の保育士等(有資格)」のうち、A区分に該当しない職員

市の配置基準の必要保育士並びに国及び市のその他の加算保育士として配置している保育士

$$(\ast 2)$$

60歳到達時点の直前の賃金月額とは、60歳到達時点の直前の6か月の間に支払われた賃金(※3)の総額を180で除して算定された賃金日額の30日分の額。以下同じ。

＜看護職員雇用加算の記入について＞

・「2 請求月初日の職員の雇用状況 ②保育士・看護師・専門職」または「3 その他の保育士等(保育士・看護師専門職) (1)ローテーション(保育士雇用費)」に記載の看護師、保健師又は准看護師がいる場合は、看護職員雇用加算の対象職員として再掲可能です。

・月160時間、120時間、80時間または40時間以上の勤務の看護師、保健師、助産師、准看護師を記載してください。

加算等の凡例

- (1)ローテーション保育士雇用費
(2)看護職員雇用加算

[illegible]

(1)ローテーション/保育士雇用費

A区分合計時間数		時間
B区分合計時間数		時間

(ア) A区分保育士数 (端数処理前)		人
(ウ) B区分保育士数 (端数処理前)		人
端数切捨て分 (ア+イ+ウ+エ) (端数処理前)		人

(イ) A区分保育士数 (端数処理後)		人
(エ) B区分保育士数 (端数処理後)		人
(オ) 端数切捨て分 (ア+イ+ウ+エ) (端数処理後)		人

上限人数		人
------	--	---

A区分保育士数(イ)		人
------------	--	---

B区分保育士数(エ+オ)		人
--------------	--	---

(2) 看護職員雇用加算

合計労働 時間数		時間
-------------	--	----

(3) 保育士育成促進費

＜保育士育成促進費の記入について＞

- ・1か月あたり120時間以上の勤務を契約している者(複数人での合計時間を含む。)を記載してください。

・請求月初日の保育士育成促進費の対象保育士(有資格)の雇用状況

氏 名		現施設 雇用開始 年月日	保育士資格取得前の直近3か月の保育 補助者としての勤務時間	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又 は週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
保育士証等登録番号	保育士証等登録日					
			保育士資格取得前1か月			
			保育士資格取得前2か月			
			保育士資格取得前3か月			
			保育士資格取得前1か月			
			保育士資格取得前2か月			
			保育士資格取得前3か月			
			保育士資格取得前1か月			
			保育士資格取得前2か月			
			保育士資格取得前3か月			
			合計労働 時間数			時間

4 調理員・栄養士等

＜食育推進助成の記入について＞

- ・「(5) 栄養管理加算」に記載の栄養士等に加えて更に1か月あたり所定労働時間120時間以上である栄養士等(実人数)を入力してください。
(上限: 利用定員20人以下の施設は1人、21人～40人は2人(うち一人は非常勤)、41～150人は2人、151人以上は3人(うち1人は非常勤)まで)
 - ・「(4) 調理員」を選択した栄養士等がある場合は、(6) も再掲が可能です。
- ※「栄養士等」には管理栄養士を含みます。

加算等の凡例

- (4) 調理員
- (5) 栄養管理加算
- (6) 食育推進助成②(栄養士格付け)

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	加算 等
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:					
	合計	人	合計労働時間数②		時間	

(4) 調理員数

・請求月初日の調理員数 ※「4 調理員・栄養士」に記載の調理員数

※「栄養士」には管理栄養士を含みます。

月160時間以上勤務調理員数		x	月160時間未満勤務調理員数		人	月160時間未満勤務調理員の合計労働時間数	②	時間	月160時間未満勤務調理員の常勤換算後人数	②÷160時間	y	人
----------------	--	---	----------------	--	---	-----------------------	---	----	-----------------------	---------	---	---

↑雇用契約で週40時間を基本とする勤務

↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

常勤換算後の調理員数 ※栄養管理加算の対象となる職員を除く	x+y	人
----------------------------------	-----	---

(5) 栄養管理加算

・請求月初日の栄養士等の雇用状況

(栄養管理業務を外部委託している場合を除く)

※「栄養士」には管理栄養士を含みます。

- ☐ ア 配置
☐ イ 兼務
☐ ウ 嘱託
☐ なし(栄養管理業務を外部委託)
☐ なし(栄養士を雇用していない場合)

【配置】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等

【兼務】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等

【嘱託】法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。

＜上記選択肢について＞

「ア【配置】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等」について

・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。

A:「自施設の職員が調理している場合、「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数と同等もしくは上回り、さらに雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。(基本分単価に含まれる調理員:利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人以上は2.5人)

B:調理業務を全部委託している場合、別途、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。

「イ【兼務】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等」について

・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。

A:「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数を下回る。

(基本分単価に含まれる調理員:利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人以上は2.5人)

B:他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している。

(6) 食育推進助成②(栄養士格付け)

※栄養士等格付け上限人数		人	合計労働時間数		時間
--------------	--	---	---------	--	----

5 その他の職員(公定価格)

＜療育支援加算の記入について＞

・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

＜事務職員雇上費加算の記入について＞

・「専従の事務職員(本部職員含む)」を配置」にチェックをしている場合、対象職員を記入をしてください。

・本部職員を記載する場合、当該施設に係る事務のみの労働時間数を記載してください。

加算の凡例

(7-1) 療育支援加算(主任保育士等を補助する者を配置する場合)

(7-2) 療育支援加算(専門職を活用する場合)

(8) 事務職員雇上費加算

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	加算等
☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし	登録番号:					
☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし	登録番号:					
☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし	登録番号:					
☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし	登録番号:					

(7-1) 療育支援加算(主任保育士等を補助する者を配置する場合)

合計労働時間数		時間
---------	--	----

(7-2) 療育支援加算(専門職を活用する場合)

合計労働時間数		時間
---------	--	----

(8) 事務職員雇上費加算

☐専従の事務職員(本部職員含む)を配置

☐施設長等の職員が兼務

☐業務委託

合計労働時間数		時間
---------	--	----

＜保育補助者雇用経費の記入について＞

- ・**保育補助者等として雇用している職員は労働時間数に関わらず、全員記載してください。**
- ・1か月あたり150時間以上の勤務を要している、合計労働時間数の合計が150時間以上（複数人での合計時間を含む。）としてください。
- ・利用定員100人以上の場合は1人分（150時間以上）、利用定員が101人以上の場合2人分（300時間以上）としてください。
- ・有資格保育補助者は、現施設雇用年月日から1年を超えている場合、記載することはできません。
- ・有資格保育補助者の施設施設雇用年月日が法人採用日と異なる場合でも、法人採用日より1年を超えている場合、記載することはできません。
- ・有資格保育補助者として下記に記載の保育士は雇用状況表の他の欄に記載することはできません。

＜請求月初日の保育支援者（事務職員等保育士業務を支援する者）の雇用状況の記入について＞

- ・**保育支援者として雇用している職員は労働時間数に関わらず、全員記載してください。**

業務委託の保育士と受け付け合費、基本分単価及び12「事務職員に賃金加算」に示される事務職員に加え、別途保育支援者を配置していることを把握してください。

加算の凡例
(9) 保育補助者雇用経費
(10) 保育者業務支援費助成
(11) スポット支援員配置助成

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	業務内容	加算率
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
					☐ 事務 ☐ その他	
				合計人数		人

委託先	従事者数		現施設配置開始 年月日	業務内容	加算等
		人		☐ 事務 ☐ その他	
		人		☐ 事務 ☐ その他	
			合計人数		人

合計労働時間数	時間	上限人数	人	合計人数	人
---------	----	------	---	------	---

〈雇用状況〉 合計人数		人	〈業務委託〉 合計人数		人
----------------	--	---	----------------	--	---

◆「現施設雇用(配置)開始年月日」が平成26年4月1日以降の職員分のみ入力◆

前月の対象経費(注)の実支出額の合計を入力してください

前月の対象経費

令和8年度4月開所の施設:翌月5月から記入

令和7年度以前に開所している施設:前月分を記入

(注) 保育支援者を雇用するために必要な報酬、給料、職員手当等(処遇改善等加算による手当は除く)、賃金、報酬費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

(11) スポット支援員配置助成

＜雇用状況＞合計人数		人
------------	--	---

＜業務委託＞合計人数		人
------------	--	---

◆「現施設雇用(配置)開始年月日」が平成28年4月1日以降の職員分のみ入力◆

前月の対象経費(注)の実支出額の合計を入力してください

	円
--	---

前月の対象経費
令和8年度4月開所の施設:翌月5月から記入
令和7年度以前に開所している施設:前月分を記入

(注)スポット支援員を雇用するために必要な報酬、給料、職員手当等(処遇改善等加算による手当は除く)、賃金、報酬費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

7 その他職員の状況

(12) 他施設・事業への勤務

上の2～6に記載した職員が他施設・事業にも勤務している場合、対象者の資格、氏名、従事している施設・事業名を記載してください。

資格 チェック	氏 名	他施設・事業名
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		

資格 チェック	氏 名	他施設・事業名
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		
☐ 保育士		
☐ 看護職員		

(参考)障害児等受入加算

・障害児等受入加算を活用し、市の配置基準の必要保育士に加えて配置を行った場合には、該当職員の氏名を記載してください。
※必ずしも職員の加配が加算の要件ではなく、あくまでも実態上の職員配置状況を参考にお伺いするものです。

資格 チェック	氏 名
☐ 保育士	
☐ 看護職員	
☐ 専門職	
☐ 保育士	
☐ 看護職員	
☐ 専門職	
☐ 保育士	
☐ 看護職員	
☐ 専門職	

資格 チェック	氏 名
☐ 保育士	
☐ 看護職員	
☐ 専門職	
☐ 保育士	
☐ 看護職員	
☐ 専門職	
☐ 保育士	
☐ 看護職員	
☐ 専門職	

・障害児等受入加算を備品購入等、障害児等を受け入れるために必要な環境整備に使用した場合には、当該経費の前月の実支出額を記載してください

前月の対象経費(注)の実支出額		円
-----------------	--	---

前月の対象経費
令和8年度4月から障害児等を受け入れる施設:翌月5月から記入
令和7年度以前より障害児等を受け入れるるる施設:前月分を記入

(注)備品購入費、消耗品費、役務費、委託料等、障害児等を受け入れるために要した、職員配置以外の経費

第2号様式の3(認定こども園)	レコード番号	施設・事業所番号	施設・事業所所在区
		施設名	事務担当者 連絡先

令和 年度 月 分 雇 用 状 況 表

＜雇用状況表全体について＞

- ・当月1日時点の職員及び児童の状況を記載します。なお、**当月途中で雇用開始する職員も1日時点のシフトに含まれる場合は雇用状況表に記載可能**です。
- ・当月1日時点で把握している**産休・育休及び療休の期間を除いて**記載します。
- ・原則、各加算項目対象欄において**氏名は重複できません。**

＜雇用状況表内全ての「1日の労働時間数(a)」について＞

- ・1日の労働時間数は小数点第2位まで記載します（例：15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.50」で記載）。
なお、1日の労働時間数が固定されていない場合には、当欄の記入不要です。
- ・休憩時間は除きます。

＜勤務時間が不規則な場合の入力について＞

- ・1か月の合計労働時間を「1日の労働時間数(a)」に入力し、「1か月の勤務日数(b)」に「1」を入力してください。

(例) 1か月100時間の場合
1日の労働時間数(a)：100
1か月の勤務日数(b)：1

1 国基準の保育教諭数

区分	年齢区分 ☑チェック	認定区分	利用定員	月1日付 在籍児数				基準保育教諭数		
			1号定員	市内児童		市外児童		私的契約	合計 (小数点第2位以下切捨て)	
			人						÷ 3 = 人	
1歳以上児配置改善加算ありの場合										
1歳児	3号		人		人		人	人	÷ 5 = 人	
2歳児	3号		人		人		人	人	÷ 6 = 人	
1歳以上児配置改善加算なしの場合										
1歳児	3号		人		人		人	人	÷ 6 = 人	
2歳児	3号		人		人		人	人		
3歳児配置改善加算あり・満3歳児対応加配加算ありの場合										
満3歳児	1号				人		人	人	÷ 6 = 人	
3歳児	1号				人		人	人	÷ 15 = 人	
	2号		人		人		人	人		
3歳児配置改善加算あり・満3歳児対応加配加算なしの場合										
満3歳児	1号				人		人	人	÷ 15 = 人	
3歳児	1号				人		人	人		
	2号				人		人	人		
3歳児配置改善加算なし・満3歳児対応加配加算ありの場合										
満3歳児	1号				人		人	人	÷ 6 = 人	
3歳児	1号				人		人	人	÷ 20 = 人	
	2号		人				人	人		
3歳児配置改善加算なし・満3歳児対応加配加算なしの場合										
満3歳児	1号				人		人	人	÷ 20 = 人	
3歳児	1号				人		人	人		
	2号		人		人		人	人		
4歳以上児配置改善加算ありの場合										
4歳以上児	1号				人		人	人	÷ 25 = 人	
	2号		人		人		人	人		
4歳以上児配置改善加算なしの場合										
4歳以上児	1号				人		人	人	÷ 30 = 人	
	2号		人		人		人	人		
1号小計			人		人		人	人		
2号・3号小計			人		人		人	人		
小計①			人		人		人	人	※ 人 c	
保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設に対する保育教諭加配(1人)									人 d	
保育標準時間認定対応保育教諭(1人)									人 e	
主幹保育教諭等を専任化させるための常勤代替保育教諭(1人)									人 f	
主幹保育教諭等を専任化させるための非常勤代替保育教諭(0.5人)									人 g	
小 計 ② (c～g)									人 h	
その他の保育教諭加算の	学級編制調整加配加算(1人)(1号・2号の利用定員31人以上300人以下の施設に適用)									人 i
	チーム保育加配加算(利用定員より1人～※上限人数 人)									人 j
	年齢別配置基準を下回る場合の調整(配置基準を下回る人数を記入(マイナス表記))									人 k
合 計 (h～j)									人 l	

※ t ≥ 1、教育補助者を雇用している場合 u ≥ 1

2 横浜市基準の保育教諭数

<その他加算の保育教諭の記入について>

- ・国基準及び横浜市基準による基準保育教諭数を超えて、その他加算の保育教諭配置をしている場合は、配置の実態に合わせて、外国人児童保育事業助成欄及び延長保育実施加算欄の順に人数を計上してください。
- (外国人児童保育事業助成及び延長保育実施加算は1人)
- <1歳児配置改善加算を取得する場合>

区分	年齢区分	認定区分	在園児数合計	横浜市基準の保育教諭配置	在園児数合計	国基準の保育教諭配置	差引必要保育教諭数 (小数点第2位以下切捨て)
横浜市 の基準による 保育教諭配置	0歳児	3号		÷ 3 =	人	÷ 3 =	人
	1歳児	3号		÷ 4 =	人	÷ 5 =	人
	2歳児	3号		÷ 5 =	人	÷ 6 =	人
	3歳児	2号		÷ 15 =	人	※	人
	4歳以上児	2号		÷ 24 =	人	※	人
	※1 国基準の保育教諭数から転記してください。						小数点以下四捨五入

<1歳児配置改善加算を取得しない場合>

区分	年齢区分	認定区分	在園児数合計	横浜市基準の保育教諭配置	在園児数合計	国基準の保育教諭配置	差引必要保育教諭数 (小数点第2位以下切捨て)
横浜市 の基準による 保育教諭配置	0歳児	3号		÷ 3 =	人	÷ 3 =	人
	1歳児	3号		÷ 4 =	人	÷ 6 =	人
	2歳児	3号		÷ 5 =	人		
	3歳児	2号		÷ 15 =	人	※	人
	4歳以上児	2号		÷ 24 =	人	※	人
	※1 国基準の保育教諭数から転記してください。						小数点以下四捨五入

<参考>旧計算方法による必要保育教諭数

<1歳児配置改善加算を取得する場合>

区分	年齢区分	認定区分	在園児数合計	横浜市基準の保育教諭配置 (小数点第2位 以下切捨て)	在園児数合計	国基準の保育教諭配置 (小数点第2位 以下切捨て)	差引必要保育教諭数
横浜市 の基準による 保育教諭配置	0歳児	3号		÷ 3 =	人	÷ 3 =	人
	1歳児	3号		÷ 4 =	人	÷ 5 =	
	2歳児	3号		÷ 5 =	人	÷ 6 =	
	3歳児	2号		÷ 15 =	人	※	
	4歳以上児	2号		÷ 24 =	人	※	
	小計				人	※1 国基準の保育教諭数から転記してください	小数点以下四捨五入

<1歳児配置改善加算を取得しない場合>

区分	年齢区分	認定区分	在園児数合計	横浜市基準の保育教諭配置 (小数点第2位 以下切捨て)	在園児数合計	国基準の保育教諭配置 (小数点第2位 以下切捨て)	差引必要保育教諭数	
横浜市の基準による 保育教諭配置	0歳児	3号		÷ 3 =	人	÷ 3 =		
	1歳児	3号		÷ 4 =	人	÷ 6 =		人
	2歳児	3号		÷ 5 =	人			
	3歳児	2号		÷ 15 =	人	÷ ※ =		人
	4歳以上児	2号		÷ ※ =	人	人		
	小計			人		※1 国基準の保育教諭 数から転記してください	人	小数点以下 四捨五入

その他 保育 加算	外国人児童保育事業助成(1人) (定員に対する外国人児童の割合が40%以上)	人
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)	人
	合 計	人

3 請求月初日の職員の雇用状況

<職員の記入について>

- ・**保育教諭数には派遣職員は含まれますが、施設長は含めません。**
 - ・**一時保育を専任担当する保育教諭(事業担当保育教諭)及び預かり保育を専任担当する保育教諭・幼稚園教諭は雇用状況表には載せられません。**
 - ・(一時保育事業の一般型を実施している場合)一時保育事業に従事している時間は除きます。
 - ・**0歳児を4人以上を入所させる(もしくは0歳児の定員が4名以上設定されている)幼保連携型認定こども園については、保健師、看護師又は准看護師160時間以内で保育教諭として雇用状況表に載せられます。**
- 詳細は、令和5年3月 30 日付 こ保連第 2125 号「認定こども園における看護師等の配置特例の要件見直しに係る留意事項について(通知)」をご覧ください。
- (「4 その他の保育教諭等 (4)看護職員雇用加算」に再掲されている看護職員が複数いて合計時間数が160時間を超えていても、「3 請求月初日の職員の雇用状況②幼稚園教諭・保育士・看護師等」に掲載できる時間数は160時間以内とします。)
- ・**理学療法士その他の専門職を配置し、保育を行うに当たっては、当該認定こども園の保育教諭による支援を受けることができる体制を確保してください。**詳細は、こども家庭庁通知 令和8年4月8日付こ成保第329号「保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について」をご覧ください。

①園長(施設長)

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
(登録番号:)				

＜記載方法＞

(1) 年齢区分別の市基準配置対象の保育教諭。例えば、クラスやグループ担任の保育教諭

(2) 「外国人児童保育事業助成」及び「延長保育実施加算」対象の保育教諭。特定の職員を配置していない場合、任意の職員

(3) (1)(2)の保育教諭を記載しても、下記対象者保育教諭数「a+b」が、必要保育教諭数「q」を下回る場合、月 160 時間以上勤務の保育教諭

担当の凡例

- ① 主幹保育教諭
- ② 年齢区分別のクラス・グループ別担当
- ③ 外国人児童保育事業助成
- ④ 延長保育実施加算
- ⑤ 給付費の算定上のフルタイム勤務正職員等

[illegible]

[次頁へ続く](#)

☐ 幼稚園教諭
☐ 保育士
☐ 看護職員
☐ 専門職(療育)
☐ その他

次頁へ続

☐幼稚園教諭
☐保育士
☐看護職員
☐専門職(療育)
☐その他

[次頁へ続](#)

[illegible]

下	常勤換算後 保育教諭数		a + b
	※教育補助者除く		人
	対象保育教諭数(チーム保 育加配加算算数処理補正 後)※教育補助者含む		人
	対象保育教諭数(チーム保 育加配加算算数処理補正 後)※教育補助者除く	t	人

4 その他の保育教諭等

- ＜ローテーション保育教諭雇用費対象職員の入記について＞
- ・ローテーション保育教諭は、市の配置基準の必要保育教諭並びに国及び市のその他の加算保育教諭に加えて配置する保育教諭です。
 - ・3で記載した保育教諭以外の保育教諭を記載します。（同一 の保育教諭について3と4で時間が重複しない場合は記載可能です。）
- ローテーション保育教諭雇用費について
- 代休代替等のためにローテーション保育士を確保するための経費で、市の配置基準の必要保育士及び他の加算保育士に加えて、月40時間以上保育士を雇用している場合及びPCTの活用を進めている場合 に、子どものための教育・保育給付認定区分2号及び3号(法第19条第2号及び第3号の子どものための教育・保育給付の支給要件に該当する子どもをいう。以下同じ。)の利用定員に応じた上限の人数分までの雇用費の一部について別表に定める額を支給するものとする。なお、令和8年度中は、令和9年3月までにICT要件を満たすことができる予定であればローテーション保育士雇用費の受給を継続できる経過措置期間とする。

○A区分、B区分について

A区分	次の①又は②に該当する職員 ①雇用状況表の「月160時間以上勤務の保育士等(有資格)」に記載できる職員(派遣職員やパートタイマー・アルバイト等を含む。) ②雇用状況表の「月160時間未満勤務の保育士等(有資格)」に記載できる職員のうち次のいずれかに該当する職員 ア 育児・介護・病気の事由により短時間勤務をする正職員 イ 必要保育士等(※1) 又は一時保育等の他の事業と兼務する正職員 ウ 高齢者雇用安定法の継続雇用制度の対象となる定年後再雇用職員又は定年後勤務延長職員で、60歳以降の賃金額が60歳到達時点の直前の賃金月額(※2)の75%以上の水準にある職員
B区分	雇用状況表の「月160時間未満勤務の保育士等(有資格)」のうち、A区分に該当しない職員

市の配置基準の必要保育士並びに国及び市のその他の加算保育士として配置している保育士(※2)
60歳到達時点の直前の賃金月額とは、60歳到達時点の直前の6か月の間に支払われた賃金(※3)の総額を180で除して算定された賃金日額の30日分の額。以下同じ。

- ＜保育士育成促進費の入記について＞
- ・1か月あたり120時間以上の勤務を契約している者(複数人での合計時間を含む。)を記載してください。
- ＜副園長・教頭設置加算について＞
- ・1か月あたり120時間以上の勤務を契約している者を記載してください。
 - ・保育教諭の資格を有している場合には「3 請求月初日の職員の雇用状況②幼稚園教諭・保育士・看護師等」の対象職員として記載可能です。
- ＜看護職員雇用加算の入記について＞
- ・「3 請求月初日の職員の雇用状況②幼稚園教諭・保育士・看護師等」、または「4 その他の保育教諭等(1)ローテーション保育教諭雇用費」に記載の看護師、保健師又は准看護師がいる場合は、看護職員雇用加算の対象職員として再掲可能です。
 - ・月160時間、120時間、80時間または40時間以上の勤務の看護師、保健師、助産師、准看護師を記載してください。
 - ・請求月初日の看護職員の雇用状況(再掲可)雇用状況表・向上支援費加算状況等届出書(医療的ケア用)と重複不可)
- ＜基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員数を超過して配置している非常勤講師(講師配置加算分)の入記について＞
- ・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。
(1号認定子どもの利用定員が35人以下又は121人以上の施設に限る)
 - ・幼保連携型認定こども園は保育士資格のみで講師とできます。
- ＜講師配置加算の非常勤講師を配置した上で、別途配置している非常勤講師(指導充実加算加算分)の入記について＞
- ・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。
(1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が271人以上の施設に限る)

- 加算の凡例
- (1) ローテーション保育教諭雇用費
 - (2) 幼稚園教諭の免許を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者(有資格)
 - (3) 副園長・教頭設置加算
 - (4) 看護職員雇用加算
 - (5) 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員数を超過して配置している非常勤講師(講師配置加算分)
 - (6) 講師配置加算の非常勤講師を配置した上で、別途配置している非常勤講師(指導充実加算加算分)

資格 チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	加算等	区分等
	幼稚園教諭免許状(上)・ 保育士証登録番号(下)						
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ その他							

次頁へ続く

前頁から

☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(保育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(保育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(保育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(保育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(保育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(保育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(保育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(保育) ☐ その他							
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(保育) ☐ その他							
A区分時間数							時間
B区分時間数							時間

(1)ローテーション保育教諭雇用費

A区分合計時間数		時間	(ア) A区分保育教諭数 (端数処理前)		人	(イ) A区分保育教諭数 (端数処理後)		人		
B区分合計時間数		時間	(ウ) B区分保育教諭数 (端数処理前)		人	(エ) B区分保育教諭数 (端数処理後)		人		
			端数切捨て分 (ア-イ+ウ-エ) (端数処理前)		人	(オ) 端数切捨て分 (ア-イ+ウ-エ) (端数処理後)		人		
上限人数		人	A区分保育教諭数(イ)			人	B区分保育教諭数(エ+オ)			人

(2)幼稚園教諭の免許を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者(有資格)

常勤換算換算後の教育補助者人数計		人
------------------	--	---

(3)副園長・教頭設置加算

合計時間数		時間
-------	--	----

(4)看護職員雇用費加算

合計時間数		時間
-------	--	----

(5)基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員数を超えて配置している非常勤講師(講師配置加算分)

合計時間数		時間
-------	--	----

(6)講師配置加算の非常勤講師を配置した上で、別途配置している非常勤講師(指導充実加配加算分)

合計時間数		時間
-------	--	----

・請求月初日の保育士育成促進費の対象保育士(有資格)の雇用状況

・請求月初日の保育士育成促進費の対象保育士(有資格)の雇用状況

合計労働 時間数		時間
-------------	--	----

(自施設の職員が調理している場合のみ記入)

(自施設の職員が調理している場合のみ記入)

＜食育推進助成②の記入について＞

- ・「(9)栄養管理加算」に記載の栄養士等に加えて更に1か月あたり所定労働時間120時間以上である栄養士等(実人数)を入力してください。
- ・「(8)調理員」を選択した栄養士等がある場合は、(10)も再掲可能です。

※「栄養士等」には管理栄養士を含みます。

— 666 —

加算の凡例

- (8)調理員
(9)栄養管理加算
(10)食育推進助成②(栄養士格付け)

合計	人	合計労働時間数②	時間
----	---	----------	----

・請求月初日の調理員数 ※「5 調理員・栄養士」に記載の調理員数

↑雇用契約で週40時間を基本とする勤務

↑雇用契約で週40時間を基本とする勤務

↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

常勤換算後の調理員数	$x+y$
※栄養管理加算の対象となる職員を除く	人

(9) 栄養管理加算

・請求月初日の栄養士等の雇用状況

- (栄養管理業務を外部委託している場合を除く)
- ☐ ア 配置
 - ☐ イ 兼務
 - ☐ ウ 嘱託
 - ☐ なし(栄養管理業務を外部委託)
 - ☐ なし(栄養士を雇用していない場合)

※「栄養士」には管理栄養士を含みます。
【配置】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等
【兼務】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等
【嘱託】 法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。

<上記選択肢について>

- 「ア【配置】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等」について
- ・当欄に記載する場合、以下A・B・Cのいずれかに該当することを確認してください。
 - A: 給食実施加算で「施設内調理」の区分を選択した場合は、別途雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること
(基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員(調理員を含む。)が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合を除く)。
 - B: 給食実施加算で「外部搬入」の区分を選択した場合は、「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数と同数もしくは上回り、さらに雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること(基本分単価に含まれる調理員:2・3号の利用定員20人以下は1人、21人～40人の場合は2人(うち1人は非常勤(※))、41～150人は2人、151人以上は3人(うち1人は非常勤(※)))。
※週5日、1日あたり4時間の配置分の費用を算定。
 - C: 給食実施加算で「外部搬入」の区分を選択した場合は、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。
- 「イ【兼務】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等」について
- ・当欄に記載する場合、以下A・B・Cのいずれかに該当することを確認してください。
 - A: 給食実施加算で「施設内調理」の区分を選択した場合は、基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員(調理員を含む。)が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務していること。
 - B: 給食実施加算で「外部搬入」の区分を選択した場合は、「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数を下回る場合、もしくは基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう
(基本分単価に含まれる調理員:2・3号の利用定員20人以下は1人、21人～40人の場合は1.5人、41～150人は2人、151人以上は2.5人)。
 - C: 給食実施加算で「外部搬入」の区分を選択した場合は、基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

(10) 食育推進助成②(栄養士格付け)

※栄養士等格付け上限人数		人	合計労働時間数		時間
--------------	--	---	---------	--	----

6 その他の職員(公定価格)

<療育支援加算の記入について>

・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

<事務職員配置加算・事務負担対応加算の記入について> (入力必須)

- ☐ 専従の事務職員(本部職員含む)を配置 →「基本分単価」、(12)チェック 又は「基本分単価」記入、(12)(13)チェック
- ☐ 施設長等の職員が兼務 →「基本分単価」記入不要、(12)チェック 又は (12)(13)チェック
- ☐ 業務委託 →「基本分単価」記入不要、(12)チェック 又は (12)(13)チェック

凡例

- (11-1) 療育支援加算(主幹保育教諭等を補助する者を配置する場合)
- (11-2) 療育支援加算(専門職を活用する場合)
- (12) 事務職員配置加算
- (13) 事務負担対応加算

・請求月初日の看護師等の雇用状況

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	加算等
☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						
	登録番号:					
☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						
	登録番号:					
☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						
	登録番号:					
☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						
	登録番号:					

(11-1) 療育支援加算(主幹保育教諭等を補助する者を配置する場合)

合計労働時間数		時間
---------	--	----

(11-2) 療育支援加算(専門職を活用する場合)

合計労働時間数		時間
---------	--	----

(12) 事務職員配置加算

合計労働時間数		時間
---------	--	----

(13) 事務負担対応加算

合計労働時間数		時間
---------	--	----

＜保育補助者雇用経費の記入について＞

- ＜請求月初日の保育支援者(事務職員等、保育教諭等の業務を支援する者)の雇用状況の記入について＞

- ＜請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況の記入について＞

(14) 保育補助者雇用経費
(15) 保育者業務支援事業費助成
(16) スポット支援員配置助成

合計人数		人
------	--	---

(業務委託の場合のみ記入)

合計人数		人
------	--	---

(14) 保育補助者雇用経費

合計人数		人
------	--	---

(15) 保育者業務支援事業費助成

＜業務委託＞ 合計人数		人
----------------	--	---

前月の対象経費(注)の実支出額の合計を入力してください

前月の対象経費
令和8年度4月開所の施設:翌月5月から記入

円 令和7年度以前に開所している施設:前月分を記入

(注)保育支援者を雇用するために必要な報酬、給料、職員手当等(処遇改善等加算による手当は除く)、賃金、報酬費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

(16) スポット支援員配置助成

＜雇用状況＞ 合計人数	人	＜業務委託＞ 合計人数	人
----------------	---	----------------	---

前月の対象経費(注)の実支出額の合計を入力してください

前月の対象経費
令和8年度4月開所の施設:翌月5月から記入
円 令和7年度以前に開所している施設:前月分を記入

(注)保育支援者を雇用するために必要な報酬、給料、職員手当等(処遇改善等加算による手当は除く)、賃金、報酬費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

8 その他職員の状況

(17) 他施設・事業への勤務

上の2～7に記載した職員が他施設・事業にも勤務している場合、対象者の資格、氏名、従事している施設・事業名を記載してください。

資格 チェック	氏 名	他施設・事業名	資格 チェック	氏 名	他施設・事業名
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ その他		

(参考)障害児等受入加算

・障害児等受入加算を活用し、市の配置基準の必要保育士に加えて配置を行った場合には、該当職員の氏名を記載してください。
※必ずしも職員の加配が加算の要件ではなく、あくまでも実態上の職員配置状況を参考にお伺いするものです。

資格 チェック	氏 名	資格 チェック	氏 名
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職 ☐ その他		☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職 ☐ その他	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職 ☐ その他		☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職 ☐ その他	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職 ☐ その他		☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職 ☐ その他	

・障害児等受入加算を備品購入等、障害児等を受け入れるために必要な環境整備に使用した場合には、当該経費の前月の実支出額を記載してください。

前月の対象経費(注)の実支出額	円	前月の対象経費 令和8年度4月から障害児等を受け入れる施設:翌月5月から記入 令和7年度以前より障害児等を受け入れるる施設:前月分を記入
-----------------	---	--

(注)備品購入費、消耗品費、役務費、委託料等、障害児等を受け入れるために要した、職員配置以外の経費

第2号様式の4

(家庭的保育事業用)

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
		施設名		事務担当者	
				連絡先	

年度 月 分 雇 用 状 況 表

<雇用状況表全体について>

- ・当月1日時点の職員及び児童の状況を記載します。なお、**当月途中で雇用開始する職員も1日時点のシフトに含まれる場合は雇用状況表に記載可能**です。
- ・当月1日時点で把握している**産休・育休及び病休の期間を除いて記載**します。
- ・原則、各加算項目対象欄において**氏名は重複できません**。

<雇用状況表内全ての「1日の労働時間数(a)」について>

- ・1日の労働時間数は小数点第2位まで記載します(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.50」で記載)。なお、1日の労働時間数が固定されていない場合には、当欄の記入不要です。
- ・休憩時間は除きます。

<勤務時間が不規則な場合の入力について>

- ・1か月の合計労働時間を「1日の労働時間数(a)」に入力し、「1か月の勤務日数(b)」に「1」を入力してください。
- (例) 1か月100時間の場合
1日の労働時間数(a):100
1か月の勤務日数(b):1

1 基準の保育従事者数

<利用定員と在籍児数の入力について>

- ・当月1日時点の利用定員と在籍児数を記載します。
- ・障害児保育加算が適用になる場合、年齢区分に関係なく、「障害児数」に記載します。
- ・横浜市基準による保育従事者配置(cの算出)について、以下ア、イに該当します。
ア:在籍児数数は市内・市外児童数に分けて人数を記載すること。
イ:原則複数体制とするため、基準保育従事者数は、児童数に関わらず、2人とする。
→ 児童が4人以上の場合は必ず(a + b ≥ c)となること。
- ・その他加算による保育従事者配置(d～hの記入)について、以下ア～エに該当します。
ア:開所時間が11時間を超えており、対象保育従事者数から(c)を引いた数が1以上となる場合((a+b) - c ≥ 1)は、
d欄に人数(1人)を計上すること。

イ:基準保育従事者数の合計(e)は必ず対象保育従事者数以下となること(a + b ≥ e)。

ウ:補助員雇用費(h)の請求にあたっては、家庭的保育補助者(補助員)雇用状況報告書を添付すること。

エ:家庭的保育補助者雇用時間数(実績)(f)には、家庭的保育補助者(補助員)雇用状況報告書の「雇用時間合計※」を転記すること。

区 分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児数		基準保育従事者数		
			市内児童	市外児童	合計		
横 浜 市 の 事 業 基 準 に 置 く	0歳児	人	人	人	※児童数に関わらず、原則複数体制の配置とすること		
	1・2歳児	人	人	人			
	小計	人	人	人	※	人 c	
	障害児保育加算適用確認 (公定価格) ☒ チェック		※入所児童数が2人以下の場合は、障害児が何人であっても(c)が2人であれば加算の適用になります。 ※入所児童数が3人で、障害児が1人の場合は(c)が2人であれば加算の適用になります。 ※入所児童数が3人で、障害児が2人以上の場合は、(c)が3人であれば加算の適用になります。 ※入所児童数が4人の場合は、障害児数が何人であっても(c)が3人であれば加算の適用になります。 ※入所児童数が5人で、障害児数が3人以下の場合は、(c)が3人であれば加算の適用になります。障害児数が4人以上の場合は、(c)が4人であれば加算の適用になります。				
そ の 他 加 算 の 保 育 従 事 者	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)					人 d	
合 計 (c+d)						人 e	※ a+b ≥ e
家庭的保育者の資格保有者加算適用の有無 (家庭的保育者に保育士資格、看護師又は准看護師免許がある場合に適用)						☐ 有 ☐ 無	

2 保育従事者の雇用状況

① 家庭的保育者

資格 チェック	氏 名
	保育士証等登録番号
☐ 保育士	
☐ 看護職員	
☐ 幼稚園教諭	
☐ なし	

② 家庭的保育補助者

＜家庭的保育補助者の記入について＞

- ・派遣保育士がいる場合、保育士として記載します。
- ・家庭的保育者とは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第23条第2項において規定されている者をいう。
- ・家庭的保育補助者とは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第23条第3項において規定されている者をいう。
- ・1か月の労働時間数は、家庭的保育補助者(補助員)雇用状況報告書の時間数と同じ時間数です。
- ・基礎研修等受講修了日(実習含む)の翌日より労働時間数に算定します。

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	基礎研修等 受講修了日	1か月の 労働時間数 (休憩除く)	他施設・事業への勤務 の有無	
	保育士証等登録番号				有無	他施設・事業名
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 専門職(療育) ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
合 計			人	合計労働時間数 ①		

家庭的保育者

a人

家庭的保育補助者数

人

家庭的保育補助者の合計労働時間数(6号様式小計①)

①

家庭的保育補助者の常勤換算後人数

①÷160時間b

人

b小数点以下切り捨て

左の数字が大きいかご確認ください。

対象保育従事者数

a+b人

≧

e人

3 請求月初日の調理員の雇用状況

(自施設の職員が調理している場合のみ記入) ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。
※「4 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:				
合計		人	合計労働時間数②		

4 栄養管理加算

・請求月初日の調理員数

※「3 請求月初日の調理員の雇用状況」に記載の調理員数 ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。

調理員数		人	調理員の 合計労働時 間数	②	時間	②÷160時間 y	y小数点第 2位以下切 り捨て
				②	時間		

↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

・ 請求月初日の栄養士等の雇用状況

※「3 請求月初日の調理員の雇用状況」に記載されている職員と重複不可

(栄養管理業務を外部委託している場合を除く) ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。

- | | |
|--|--|
| ☐ ア 配置 | 【配置】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超えて配置している栄養士等 |
| ☐ イ 兼務 | 【兼務】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等 |
| ☐ ウ 嘱託 | 【嘱託】 法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。 |
| ☐ なし(栄養管理業務を外部委託) | |
| ☐ なし(栄養士を雇用していない場合) | |

<上記選択肢について>

「ア【配置】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超えて配置している栄養士等」について

・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当します。

A: 自施設の職員が調理している場合、「常勤換算後の調理員数」(y)が基本分単価に含まれる

調理員数と同数もしくは上回り、さらに雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。

(基本分単価に含まれる調理員:非常勤調理員等(0.5人))

B: 自施設の職員が調理している場合、別途、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。

「イ【兼務】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等」について

・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当します。

A: 「常勤換算後の調理員数」(y)が基本分単価に含まれる調理員数を下回る。

(基本分単価に含まれる調理員:非常勤調理員等(0.5人))

B: 他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又 は週の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
栄養士登録番号:				

5 医療的ケア対応看護師雇用費

・請求月初日の看護職員の雇用状況
別紙参照。

6 スポット支援員配置助成

・請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況

（雇用契約等により配置（派遣職員を含む）している場合のみ記入）

＜請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況の記入について＞

・平成26年4月1日以降に配置された方のみ対象です。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
合計人数				
				人

・請求月初日の保育支援者(スポット支援員)の業務委託状況

（業務委託の場合のみ記入）

委託先	従事者数	現施設 配置開始 年月日	
	人		合計人数
	人		人

7 療育支援加算

＜療育支援加算の記入について＞

・1か月あたり30時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

・請求月初日の専門職の雇用状況

資格チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 専門職(療育)					
☐ 看護職員	登録番号:				
☐ 専門職(療育)					
☐ 看護職員	登録番号:				
☐ 専門職(療育)					
☐ 看護職員	登録番号:				
合計労働時間数			時 間		

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
		施設名		事務担当者	
				連絡先	

令和 年度 月 分 雇 用 状 況 表

- ＜雇用状況表全体について＞
- ・当月1日時点の職員及び児童の状況を記載します。なお、当月途中で雇用開始する職員も1日時点のシフトに含まれる場合は雇用状況表に記載可能です。
 - ・当月1日時点で把握している産休・育休及び病休の期間を除いて記載します。
 - ・原則、各加算項目対象欄において氏名は重複できません。
- ＜雇用状況表内全ての「1日の労働時間数(a)」について＞
- ・1日の労働時間数は小数点第2位まで記載します(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.50」で記載)。
 - ・なお、1日の労働時間数が固定されていない場合には、当欄の記入不要です。
 - ・休憩時間は除きます。
- ＜勤務時間が不規則な場合の入力について＞
- ・1か月の合計労働時間を「1日の労働時間数(a)」に入力し、「1か月の勤務日数(b)」に「1」を入力してください。
- (例)1か月100時間の場合
- 1日の労働時間数(a):100
- 1か月の勤務日数(b):1

1 基準の保育従事者数

- ＜利用定員と在籍児数の入力について＞
- ・当月1日時点の利用定員と在籍児数を記載してください。
 - ・障害児保育加算が適用になる場合、年齢区分に関係なく、「障害児数」に記載してください。

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児数						基準保育従事者数	
			市内児童			市外児童			合計	(小数点第2位以下切捨て)
			標準	短時間		標準	短時間			
横浜 保育 市の 基準 配置 による	0歳児	人			人			人	÷ 3 =	人
	1歳児	人			人			人	÷ 5 =	人
	2歳児	人			人			人	÷ 6 =	人
	3歳児	人			人			人	÷ 15 =	人
	4歳以上児	人			人			人	÷ 30 =	人
	障害児				人			人	÷ 2 =	人
	小計(1)	人			人			人	※	人
	小計(2)		・小計(1)の従事者数に1を加えた数							人 c
			保育標準時間認定対応非常勤保育従事者(0.5人)							人 d
			小計(c～d)							人 e ※a+b≥e
その 他 加 算			年休等代替職員雇用費							人 f
			延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)							人 g
			合 計 (e～g)							人 h ※ a+b ≥ h

＜小規模保育事業B型＞	
横浜市の基準による保育従事者配置における必要保育士数(c×2/3※)+fg	人 i ※ k+l ≥ i

※小数点以下切り上げ

＜小規模保育事業B型＞ 保育士比率向上加算適用の有無	☐ 有 ☐ 無
＜小規模保育事業B型＞ 保育士比率向上加算適用の場合の必要保育士数(c×3/4)	※ 人 j ※k+l ≥ j

※小数点以下切り上げ

2 請求月初日の職員の雇用状況

<請求月初日の職員の雇用状況の入力について>

- ・派遣の保育従事者等がいる場合、②もしくは③に記載してください。
- ・管理者を②もしくは③の欄に記載する場合、「管理者を配置していない場合の調整項目」が適用となることを確認してください。
- ・保健師、看護師又は准看護師を160時間以内で保育士とみなすことができることを確認してください。
- ・一時保育を専任担当する保育士は雇用状況表には載せられません。
- ・(一時保育事業の一般型を実施している場合)一時保育事業に従事している時間は除きます。
- ・理学療法士その他の専門職を配置し、保育を行うに当たっては、当該事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保してください。詳細は、こども家庭庁通知 令和8年4月8日付こ成保第329号「保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について」をご覧ください。

① 管理者

資格 チェック	氏 名	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は週 の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	保育士証等登録番号			
☐ 保育士 ☐ その他 ()				
委託費からの給与支出	適用年月日	児童福祉事業従事期間及び従事内容		
☐ 有 ☐ 無				

② 月160時間未満勤務の保育従事者

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
	保育士証等登録番号 基礎研修等受講修了日(※資 格なしの場合)					有無	他施設・事業名
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	

次頁へ続く

② 月160時間未満勤務の保育従事者

前頁から

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
	保育士証等登録番号					有無	他施設・事業名
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
合 計				人	合計労働時間数 ①		
(うち保育士数)				人	(うち保育士労働時間数)②		

③ 月160時間以上勤務の保育従事者

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日
	保育士証等登録番号			保育士証等登録番号	
	基礎研修等受講終了日(※資 格なしの場合)			基礎研修等受講終了日(※ 資格なしの場合)	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし			☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし		
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし			☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし		
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし			☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし		
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし			☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし		
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし			☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 専門職(療育) ☐ なし		
合 計				人 (うち保育士数)	人

<小規模保育事業A型・小規模型事業所内保育事業A型>

月160時間以上勤務保育士数		a人	月160時間未満勤務保育士数		人	月160時間未満勤務保育士の合計労働時間数		①	月160時間未満勤務保育士の常勤換算後人数	①÷160時間	b人	b小数点第2位以下切り捨て
----------------	--	----	----------------	--	---	-----------------------	--	---	-----------------------	---------	----	---------------

↑雇用契約で週40時間の所定労働時間
間を基本とする勤務
↑雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

左の数字が大きいかご確認ください。

対象保育士数		a+b人	≥		e人	対象保育士数		a+b人	≥		h人
--------	--	------	---	--	----	--------	--	------	---	--	----

<小規模保育事業B型>

月160時間以上勤務保育従事者数		a人	月160時間未満勤務保育従事者数		人	月160時間未満勤務保育従事者の合計労働時間数		①	月160時間未満勤務保育従事者の常勤換算後人数	①÷160時間	b人	b小数点第2位以下切り捨て
(うち保育士数)		k人	(うち保育士数)		人	(うち保育士の合計労働時間数)		②	(うち保育士の常勤換算後人数)	②÷160時間	l人	l小数点第2位以下切り捨て

↑雇用契約で週40時間の所定労働時間
間を基本とする勤務
↑雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

左の数字が大きいかご確認ください。

対象保育従事者数		a+b人	≥		e人	対象保育従事者数		a+b人	≥		h人
対象保育士数		k+l人	≥		i人	対象保育士数		k+l人	≥		j人

3 請求月初日の調理員の雇用状況

(自施設の職員が調理している場合のみ記入)

※「4 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可

※「栄養士」には管理栄養士を含みます。

①月160時間未満勤務の調理員

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
□調理師 □栄養士 □なし	栄養士登録番号:				
□調理師 □栄養士 □なし	栄養士登録番号:				
□調理師 □栄養士 □なし	栄養士登録番号:				
□調理師 □栄養士 □なし	栄養士登録番号:				
□調理師 □栄養士 □なし	栄養士登録番号:				
□調理師 □栄養士 □なし	栄養士登録番号:				
□調理師 □栄養士 □なし	栄養士登録番号:				
□調理師 □栄養士 □なし	栄養士登録番号:				
□調理師 □栄養士 □なし	栄養士登録番号:				
合計		人	合計労働時間数②		

②月160時間以上勤務の調理員

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日
	登録番号			登録番号	
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:	
				合 計	人

4 栄養管理加算

・請求月初日の調理員数

※「栄養士」には管理栄養士を含みます。

月160時間以上勤務 調理員数	x 人	月160時 間未満勤 務調理員 数	人	月160時間未満 勤務調理員の 合計労働時間 数	② 時間	月160時間未満 勤務調理員の 常勤換算後人 数	②÷160時間 y 人
--------------------	--------	----------------------------	---	-----------------------------------	---------	-----------------------------------	----------------

↑雇用契約で週40時間を基本とする勤務

↑雇用契約で1日の契約労働時間及び
週の勤務回数が明確に記載されている
場合のみ対象

常勤換算後の 調理員数 ※栄養管理加算の対象となる職員を除 く	x+y 人
--	----------

・請求月初日の栄養士等の雇用状況

※「栄養士」には管理栄養士を含みます。

(栄養管理業務を外部委託している場合を除く)

- ☐ ア 配置
- 【配置】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等(x+y≥0.5)
- ☐ イ 兼務
- 【兼務】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等(x+y<0.5)
- ☐ ウ 嘱託
- 【嘱託】 法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。
- ☐ なし(栄養管理業務を外部委託)
- ☐ なし(栄養士を雇用していない場合)

<上記選択肢について>

「ア【配置】」について

・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。

- A: 自施設の職員が調理している場合、「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数と同数もしくは上回り、
さらに雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。(基本分単価に含まれる調理員:非常勤調理員等(0.5人))
- B: 自施設の職員が調理している場合、別途、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。

「イ【兼務】」について

・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。

- A: 「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数を下回る。
(基本分単価に含まれる調理員:非常勤調理員等(0.5人))
- B: 他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
栄養士登録番号:				

5 看護職員雇用加算

<看護職員雇用加算の記入について>

- ・「2 請求月初日の職員の雇用状況②または③」に記載の看護師、保健師又は准看護師がいる場合は、看護職員雇用加算の対象職員として再掲可能です。
- ・月160時間、120時間、80時間または40時間以上の勤務の看護師、保健師、助産師、准看護師を記載してください。

・請求月初日の看護職の雇用状況(再掲可)

資格チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は 週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 看護職員					
	登録番号:				
☐ 看護職員					
	登録番号:				
☐ 看護職員					
	登録番号:				
				合計労働 時間数	

6 医療的ケア対応看護師雇用費

- ・請求月初日の看護職員の雇用状況別紙参照。

7 スポット支援員配置助成

・請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況

（雇用契約等により配置（派遣職員を含む）している場合のみ記入）

<請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況の記入について>

- ・平成26年4月1日以降に配置された方のみ対象です。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は週の 勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
				合計人数
				人

・請求月初日の保育支援者(スポット支援員)の業務委託状況

(業務委託の場合のみ記入)

委託先	従事者数	現施設 配置開始 年月日	
	人		合計人数
	人		人

8 療育支援加算

<療育支援加算の記入について>

- ・1か月あたり30時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

・請求月初日の専門職の雇用状況(再掲可)

資格チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は 週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 専門職(療育)					
☐ 看護職員	登録番号:				
☐ 専門職(療育)					
☐ 看護職員	登録番号:				
☐ 専門職(療育)					
☐ 看護職員	登録番号:				

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
		施設名		事務担当者	
				連絡先	

令和 年度 月 分 雇 用 状 況 表

- <雇用状況表全体について>
- ・当月1日時点の職員及び児童の状況を記載します。なお、当月途中で雇用開始する職員も1日時点のシフトに含まれる場合は雇用状況表に記載可能です。
 - ・当月1日時点で把握している産休・育休及び病休の期間を除いて記載します。
 - ・原則、各加算項目対象欄において氏名は重複できません。
- <雇用状況表内全ての「1日の労働時間数(a)」について>
- ・1日の労働時間数は小数点第2位まで記載します(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.50」で記載)。
なお、1日の労働時間数が固定されていない場合には、当欄の記入不要です。
 - ・休憩時間は除きます。
- <勤務時間が不規則な場合の入力について>
- ・1か月の合計労働時間を「1日の労働時間数(a)」に入力し、「1か月の勤務日数(b)」に「1」を入力してください。
- (例)1か月100時間の場合
- 1日の労働時間数(a):100
- 1か月の勤務日数(b):1

1 基準の保育従事者数

- <利用定員と在籍児数の入力について>
- ・当月1日時点の利用定員と在籍児数を記載してください。
 - ・障害児保育加算が適用になる場合、年齢区分に関係なく、「うち障害児数」に記載してください。

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児数				基準保育従事者数	
			市内児数		市外児数		合計	
			標準	短時間	標準	短時間		
横浜市の基準に 配置による	0歳児	人					人	【配置基準】3:1 (家庭的保育補助者を 配置する 場合5:2)
	1・2歳児	人					人	
	3歳児	人					人	
	4歳以上児	人					人	
	小計(1)	人					人	人 g
	うち障害児						人	×0.3= 人 h
	小計(2)(g+h)						(小数点以下切り上げ) 人 i	
		保育標準時間認定対応非常勤保育従事者(0.5人)						人 j
	小計(i~j)						人 k	※a+b≥k
その他 保育士	補助員雇用費(0.5人(月80時間)又は1人(月160時間))						人 l	
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)						人 m	
合 計 (k~m)							人 n	※a+b≥n

必要家庭的保育者数 (在籍児数5人までは最低1人、在籍児数6人~10人までは最低2人)	人 o	※c+d≥o
家庭的保育者1名分加配加算適用の有無 (家庭的保育者が3人以上(c+d≥3)いる場合に適用)	☐ 有 ☐ 無	※c+d≥3
家庭的保育者の資格保有者加算適用の有無	☐ 有(1人) ☐ 有(2人以上) ☐ 無	p ※e+f≥p

2 請求月初日の職員の雇用状況

- <請求月初日の職員の雇用状況の入力について>
- ・派遣の保育従事者等がある場合、②もしくは③に記載してください。
 - ・管理者を②もしくは③の欄に記載する場合、「管理者を配置していない場合の調整項目」が適用となることを確認してください。

① 管理者

資格 チェック	氏 名		1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は 週の勤務日数×4)(b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	保育士証等登録番号				
☐ 保育士 ☐ その他					
委託費からの給与支出	適用年月日	児童福祉事業従事期間及び従事内容			
☐ 有 ☐ 無					

② 月160時間未満勤務の保育従事者

職種 チェック	資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無		
		保育士証等登録番号 基礎研修等受講終了日(※ 資格なしの場合)					有無	他施設・事業名	
☐ 家庭的保育者	☐ 保育士						☐ 有		
☐ 家庭的保育補助者	☐ 看護職員						☐ 無		
☐ 家庭的保育者	☐ 専門職(療育)								
☐ 家庭的保育補助者	☐ なし								
☐ 家庭的保育者	☐ 保育士						☐ 有		
☐ 家庭的保育補助者	☐ 看護職員						☐ 無		
☐ 家庭的保育者	☐ 専門職(療育)								
☐ 家庭的保育補助者	☐ なし								
☐ 家庭的保育者	☐ 保育士						☐ 有		
☐ 家庭的保育補助者	☐ 看護職員						☐ 無		
☐ 家庭的保育者	☐ 専門職(療育)								
☐ 家庭的保育補助者	☐ なし								
☐ 家庭的保育者	☐ 保育士						☐ 有		
☐ 家庭的保育補助者	☐ 看護職員						☐ 無		
☐ 家庭的保育者	☐ 専門職(療育)								
☐ 家庭的保育補助者	☐ なし								
				合 計			人	合計労働時間数 ①	
				(うち家庭的保育者数)			人	(うち家庭的保育者労働時間数)②	
				(うち保育士又は看護師数)			人	(うち保育士又は看護師労働時間数)③	

③ 月160時間以上勤務の保育従事者

職種 チェック	資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	職種 チェック	資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日		
		保育士証等登録番号 基礎研修等受講終了日 (※資格なしの場合)				保育士証等登録番号 基礎研修等受講終了日 (※資格なしの場合)			
☐ 家庭的保育者	☐ 保育士			☐ 家庭的保育者	☐ 保育士				
☐ 家庭的保育補助者	☐ 看護職員			☐ 家庭的保育補助者	☐ 看護職員				
☐ 家庭的保育者	☐ 専門職(療育)			☐ 家庭的保育補助者	☐ 専門職(療育)				
☐ 家庭的保育補助者	☐ なし ※			☐ 家庭的保育者	☐ なし ※				
☐ 家庭的保育者	☐ 保育士			☐ 家庭的保育者	☐ 保育士				
☐ 家庭的保育補助者	☐ 看護職員			☐ 家庭的保育補助者	☐ 看護職員				
☐ 家庭的保育者	☐ 専門職(療育)			☐ 家庭的保育補助者	☐ 専門職(療育)				
☐ 家庭的保育補助者	☐ なし ※			☐ 家庭的保育者	☐ なし ※				
☐ 家庭的保育者	☐ 保育士			☐ 家庭的保育者	☐ 保育士				
☐ 家庭的保育補助者	☐ 看護職員			☐ 家庭的保育補助者	☐ 看護職員				
☐ 家庭的保育者	☐ 専門職(療育)			☐ 家庭的保育補助者	☐ 専門職(療育)				
☐ 家庭的保育補助者	☐ なし ※			☐ 家庭的保育者	☐ なし ※				
合計			人	(うち家庭的保育者数)		人	(うち保育士又は看護師数)		人

月160時間以上 勤務保育従事 者数		a 人	月160時間未満勤務保育従 事者数		人	月160時間未満 勤務保育従事者 の合計労働時間 数		①	月160時間未満 勤務保育従事者 の常勤換算後人 数	①÷160時間	b 人	b小数点第2位以下
(うち家庭的保 育者数)		c 人	(うち家庭的保育者数)		人	(うち家庭的保育 者の合計労働時 間数)		②	(うち家庭的保育 者の常勤換算後 人数)	②÷160時間	d 人	d小数点以下切り捨て
(うち保育士資 格、看護師又 は准看護師免 許所有者数)		e 人	(うち保育士資格、 看護師又は准看護師免許 所有者数)		人	(うち保育士資 格、看護師又は 准看護師免許所 有者の合計労働 時間数)		③	(うち保育士資 格、看護師又は 准看護師免許所 有者の常勤換算 後人数)	③÷160時間	f 人	f小数点以下切り捨て

↑雇用契約で週40時間の所定労働時間 ↑雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤
務回数が明確に記載されている場合のみ対象

左の数字が大きいかご確認ください。

対象保育 従事者数		a+b 人	≧		n 人
対象保育士・ 看護師数		e+f 人	≧		p 人

対象家庭的 保育者数		c+d 人	≧		o 人
---------------	--	----------	---	--	--------

3 請求月初日の調理員の雇用状況

(自施設の職員が調理している場合のみ記入) ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。
※「4. 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可

①月160時間未満勤務の調理員

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:				
合計		人	合計労働時間数②		

②月160時間以上勤務の調理員

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日
登録番号			登録番号		
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士 ☐ なし	栄養士登録番号:	
			合 計	人	

4 栄養管理加算

・請求月初日の調理員数

※「栄養士」には管理栄養士を含みます。

月160時間以上勤務調理員数	x	人	月160時間未満勤務調理員数	人	月160時間未満勤務調理員の合計労働時間数	②時間	月160時間未満勤務調理員の常勤換算後人数	②÷160時間 y	y小数点第2位以下切り捨て
↑雇用契約で週40時間を基本とする勤務			↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象						

常勤換算後の調理員数 ※栄養管理加算の対象となる職員を除く	x+y	人
----------------------------------	-----	---

・請求月初日の栄養士等の雇用状況

- (栄養管理業務を外部委託している場合を除く) ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。
- ☐ ア 配置 【配置】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等(x+y≥0.5)
- ☐ イ 兼務 【兼務】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等(x+y<0.5)
- ☐ ウ 嘱託 【嘱託】 法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。
- ☐ なし(栄養管理業務を外部委託)
- ☐ なし(栄養士を雇用していない場合)

<上記選択肢について>

「ア【配置】」について

- ・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。
- A: 自施設の職員が調理している場合、「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数と同数もしくは上回り、さらに雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。(基本分単価に含まれる調理員: 非常勤調理員等(0.5人)) (基本分単価に含まれる調理員: 利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人以上は2.5人)
- B: 自施設の職員が調理している場合、別途、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。

「イ【兼務】」について

- ・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。
- A: 「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数を下回る。
(基本分単価に含まれる調理員: 利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人以上は2.1人)
- B: 他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
栄養士登録番号:				

5 医療的ケア対応看護師雇用費

- ・請求月初日の看護職員の雇用状況
別紙参照。

6 スポット支援員配置助成

- ・請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況
（雇用契約等により配置（派遣職員を含む）している場合のみ記入）
＜請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況の記入について＞
・平成26年4月1日以降に配置された方のみ対象です。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
合計人数				
				人

- ・請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の業務委託状況
（業務委託の場合のみ記入）

委託先	従事者数	現施設 配置開始 年月日	
	人		合計人数
	人		人

7 療育支援加算

- ＜療育支援加算の記入について＞
・1か月あたり30時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

- ・請求月初日の専門職の雇用状況

資格チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は 週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 専門職(療育)					
☐ 看護職員	登録番号:				
☐ 専門職(療育)					
☐ 看護職員	登録番号:				
☐ 専門職(療育)					
☐ 看護職員	登録番号:				

第2号様式の7(居宅訪問型保育事業用)

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
		施設名		事務担当者	
				連絡先	

令和 年度 月 分 雇 用 状 況 表

- <雇用状況表全体について>
- ・当月1日時点の職員及び児童の状況を記載します。なお、当月途中で雇用開始する職員も1日時点のシフトに含まれる場合は雇用状況表に記載可能です。
 - ・当月1日時点で把握している産休・育休及び病休の期間を除いて記載します。
 - ・原則、各加算項目対象欄において氏名は重複できません。
- <雇用状況表内全ての「1日の労働時間数(a)」について>
- ・1日の労働時間数は小数点第2位まで記載します(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.50」で記載)。
なお、1日の労働時間数が固定されていない場合には、当欄の記入不要です。
 - ・休憩時間は除きます。
- <勤務時間が不規則な場合の入力について>
- ・1か月の合計労働時間を「1日の労働時間数(a)」に入力し、「1か月の勤務日数(b)」に「1」を入力してください。
(例)1か月100時間の場合
1日の労働時間数(a):100
1か月の勤務日数(b):1

1 基準の保育従事者数

- 【記入の注意】
- 注1) 基準による保育従事者配置(e)の算出にあたっての注意
基準保育従事者数は、必ず(a + b ≥ e)となること。
- 注2) 必要保育士、看護師又は准看護師数数(f)は必ず対象保育士・看護師数以下となること(c + d ≥ f)。

	月1日付 在籍児数								
区分	年齢区分	利用定員	市内児童		基準保育従事者数 【配置基準】1:1				
横浜 保育 市の 基 準 に 置 く	0歳児	人		人					
	1歳児	人		人					
	2歳児	人		人					
	3歳児	人		人					
	4歳以上児	人		人					
	障害児			人					
	合計	人		人		人 e	※ a + b ≥ e		
	必要保育士、看護師又は准看護師数					人 f	※ a + b ≥ f		

2 請求月初日の職員の雇用状況

① 月160時間未満勤務の家庭的保育者

資格チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
	保育士証等登録番号 研修受講の有無					有無	他施設・事業名
□看護職員 □保育士						□有 □無	
□看護職員 □保育士						□有 □無	
□看護職員 □保育士						□有 □無	
□看護職員 □保育士						□有 □無	
□看護職員 □保育士						□有 □無	
□看護職員 □保育士						□有 □無	
合 計				人	合計労働時間数 ①		

※対象となる法定研修は基礎研修、専門研修、家庭的保育者等の認定研修の3種です。

③ 月160時間以上勤務の保育従事者

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日
	保育士証等登録番号			保育士証等登録番号	
	研修受講の有無			研修受講の有無	
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
	☐ 有 ☐ 無			☐ 有 ☐ 無	
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
	☐ 有 ☐ 無			☐ 有 ☐ 無	
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
	☐ 有 ☐ 無			☐ 有 ☐ 無	
※対象となる法定研修は基礎研修、専門研修、家庭的保育者等の認定研修の3種です。				合計	人

月160時間以上勤務家庭的保育者数		a人	月160時間未満勤務家庭的保育者数		人	月160時間未満勤務家庭的保育者の合計労働時間数	①	月160時間未満勤務家庭的保育者の常勤換算後人数	①÷160時間	b人
-------------------	--	----	-------------------	--	---	--------------------------	---	--------------------------	---------	----

b小数点以下切り捨て

↑雇用契約で週40時間の所定労働時間
間を基本とする勤務

↑雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

左の数字が大きいかご確認ください。

対象保育 従事者数		a+b 人	≥		e
--------------	--	----------	---	--	---

第2号様式の8(保育所型事業所内保育事業用)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
事業所名		事務担当者	
		連絡先	

年度 月 分 雇 用 状 況 表

※当月1日時点の職員及び児童の状況を記載すること。
※勤務実態が雇用契約の状況と異なることが事前に分かっている場合は、シフト表等における勤務予定をもとに記載すること。
※記載している「1か月の労働時間数」と実際の労働時間数に大幅な差異があることが判明した場合は、記載時間の修正及び過誤再請求を求める場合があります。
※当月1日時点で産休・育休及び病休となっている者については含めないこと。ただし、代替職員は含めてよい。
※雇用状況表に記載する職員は、原則、各加算項目対象欄において氏名の重複がないこと。

1 請求月初日の保育士数(有資格者のみ)

月160時間以上 勤務保育士数	a	月160時間未満 勤務保育士数	人	月160時間未満勤務 保育士の合計労働 時間数	①	月160時間未満勤務 保育士の常勤 換算後人数	①÷160時間	b	b小数点第2位以下 切り捨て
--------------------	---	--------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------	---------	---	-------------------

↑雇用契約で週40時間の所定労働時間を基本とする勤務
↑雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象
※保育士数には派遣保育士を含む。管理者が保育士であり保育士数に含めた場合、減額調整になる。
※保健師、看護師又は准看護師1人に限り、保育士とみなすことができる。
※保育士とは児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。

対象 保育士数	a+b	人
------------	-----	---

2 基準の保育士数

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児童						基準保育士数		
			市内児童			市外児童			(小数点第2位以下切捨て)		
			標準	短時間		標準	短時間	合計			
基準による 保育士配置	0 歳 児	人			人			人	÷ 3 =		人
	1・2 歳 児	人			人			人	÷ 6 =		人
	☐ 障害児保育加算適用 ☒ チェック	障害児			人			人	÷ 2 =		人
	小 計 (1)	人			人			人	※		人 c
	基本分単価に含まれる保育士(1人)										人 d
	保育標準時間認定対応保育士(1人)										人 e
	小計(c~e)										人 f
その他加算	年休等代替職員雇用費										人 g
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)										人 h
	合 計 (f~h)										人 i

【記入の注意】
注1) 基準による保育士配置(c~fの算出にあたっての注意)
ア: 在籍児童数は市内・市外児童数に分けて人数を記載すること。
イ: 基準保育士数は、市内・市外児童数の合計により算出すること。
ウ: 障害児保育加算が適用になる場合は、年齢区分に関係なく、障害児保育加算適用欄に障害児児童数を入れてください。
エ: dについては必ず人数を記載すること。eについては標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は必ず人数を記載すること。→必ず(a+b ≥ f)となること。
注2) その他加算による保育士配置(g~iの記入上の注意)
ア: 「基準による保育士数(f)」を超えて、その他加算による保育士配置をしている場合(a+b > f)は、配置の実態に合わせてg・h欄に人数(g欄は0.5人、h欄は1人)を計上すること。
イ: 各雇用費は、それぞれ要綱等の規定により事前に支給要件に合致することが確認され、各月において実際に各々に該当する役割の保育士が配置されている場合(「その他加算の保育士」欄に人数が入っている場合)に支給対象となる。
ウ: 基準保育士数の合計(i)は必ず対象保育士数以下となること(a+b ≥ i)。

3 請求月初日の職員の雇用状況

① 管理者

資格 ☒ チェック	氏 名	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	保育士証等登録番号			
☐ 保育士 ☐ その他 ()				
年齢(申請日時点)	給付費からの給与支出	適用年月日	児童福祉事業従事期間及び従事内容	
	☐ 有 ☐ 無			

※公的機関等の実施する所長研修等を受講し、修了した者も同等以上の能力を有すると認める。

② 月160時間未満勤務の保育士等(有資格)

※原則として雇用契約で労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。1日の労働時間数が固定されていない場合には、1か月の労働時間数のみ記載すること。

資格 ☑チェック	氏 名	現事業所 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
	保育士証等登録番号					有無	他施設・事業名
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師						☐ 有 ☐ 無	
合計				人	合計労働時間数 ①		

③ 月160時間以上勤務(常勤)の保育士等(有資格)

資格 ☑チェック	氏 名	現事業所 雇用開始 年月日	資格 ☑チェック	氏 名	現事業所 雇用開始年 月日
	保育士証等登録番号			保育士証等登録番号	
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師			☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師		
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師			☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師		
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師			☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師		
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師			☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師		
合計					人

4 請求月初日の調理業務の実施体制(自施設の調理設備で調理をしていること)※該当項目の□にチェックを入れてください

☐ 自施設の職員が調理している ☐ 調理業務を全部委託している

5 請求月初日の調理員の雇用状況(「4 請求月初日の調理業務の実施体制」で「自施設の職員が調理している」を選択した場合のみ記入)

※「6 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可

①月160時間未満勤務の調理員

※原則として雇用契約で所定労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。1日の労働時間数が固定されていない場合には、1か月の労働時間数のみ記載すること。

資格 ☑チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	(登録番号:)				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	(登録番号:)				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	(登録番号:)				
合計			人	合計労働時間数②	

②月160時間以上勤務(常勤)の調理員

資格 ☑チェック	氏 名	資格 ☑チェック	氏 名
☐ 調理師		☐ 調理師	
☐ 栄養士等		☐ 栄養士等	
☐ なし	(登録番号:)	☐ なし	(登録番号:)
☐ 調理師		☐ 調理師	
☐ 栄養士等		☐ 栄養士等	
☐ なし	(登録番号:)	☐ なし	(登録番号:)
			合 計
			人

6 栄養管理加算

- ・請求月初日の調理員数 ※「5 請求月初日の調理員の雇用状況」に記載の調理員数

月160時間以上勤務調理員数	x 人	月160時間未満勤務調理員数	人	月160時間未満勤務調理員の合計労働時間数	② 時間	月160時間未満勤務調理員の常勤換算後人数	②÷160時間 y 人	y小数点第2位以下切り捨て
↑雇用契約上で週40時間を基本とする勤務		↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象						

常勤換算後の調理員数 ※栄養管理加算の対象となる職員を除く	x+y 人
----------------------------------	-------

- ・請求月初日の栄養士等の雇用状況(栄養管理業務を外部委託している場合を除く)
※ア～ウいずれか1項目に記入可。
※「5 請求月初日の調理員の雇用状況」に記載されている職員と重複不可

ア【配置】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等

資格 ☑チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 栄養士等	(登録番号:)				

※以下A・Bのいずれかに該当すること。

A:「4 請求月初日の調理業務の実施体制」で「自施設の職員が調理している」を選択した場合は、「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数と同数もしくは上回り、さらに雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること(基本分単価に含まれる調理員:非常勤調理員等(0.5人))。

B:「4 請求月初日の調理業務の実施体制」で「調理業務を全部委託している」を選択した場合は、別途、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。

※法人本部で雇用する栄養士等が、各施設へ赴き、施設に栄養士等が配置されている場合と同様に、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を行う場合は、施設での労働時間数を記載すること。

なお、単に各施設へ赴くのみならず、個々の子どもの喫食状況、発育・発達状況等に基づく食事の提供や、育児相談、他の職種の職員と協働した食育の推進、衛生面に配慮した調理工程の確認・見直し等を施設に配置されている場合と同様に行うこと。

イ【兼務】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等

資格 ☑チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 栄養士等	(登録番号:)				

※「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数を下回る場合、もしくは基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。
(基本分単価に含まれる調理員:非常勤調理員等(0.5人))

ウ【嘱託】法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。

資格 ☑チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 栄養士等	(登録番号:)				

7 看護職雇用加算

・請求月初日の看護職の雇用状況(再掲可)

資格 ☑チェック	氏 名	現事業所 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 看護師(常勤) ☐ 看護師(非常勤) ☐ 保健師(助産師)(常勤) ☐ 保健師(助産師)(非常勤) ☐ 准看護師(常勤) ☐ 准看護師(非常勤)	(登録番号:)				

※1 常勤は1か月あたり所定労働時間120時間以上の勤務、非常勤は1か月あたり所定労働時間75時間以上の勤務を契約していること。(実人数)

※2 「3 請求月初日の職員の雇用状況」②か③に上記の所定労働時間以上に勤務している看護師、保健師又は准看護師がいる場合は、1名のみ看護職雇用加算の対象となりますので、再掲可能です。

8 医療的ケア対応看護師雇用費

・請求月初日の看護職の雇用状況(7 看護職雇用加算の職員と重複不可)

資格 ☑チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ 保健師(助産師)	(登録番号:)				
☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ 保健師(助産師)	(登録番号:)				
☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ 保健師(助産師)	(登録番号:)				
☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ 保健師(助産師)	(登録番号:)				
				合計労働 時間数	

第1号様式別紙 医療的ケア用
第2号様式別紙 医療的ケア用

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
施設名				事務担当者	
				連絡先	

年度

雇用状況表・向上支援費加算状況等届出書(医療的ケア用)

現在

区分	
----	--

基本情報

医療的ケア対象児童在籍人数(1号)	人
医療的ケア対象児童在籍人数(2・3号)	人

対象職員(看護師・准看護師免許保有者)

資格チェック	氏名	1か月の 労働時間 数	実施状況
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
合計人数		合計労働時間	

対象職員(看護師免許保有者・保育士)

資格チェック	氏名	研修時間数	実施状況
☐ 看護師			☐ 喀痰吸引等第3号研修受講費・代替職員雇用費
☐ 保育士			☐ 喀痰吸引等指導者育成伝達講習費・代替職員雇用費
☐ 看護師			☐ 喀痰吸引等第3号研修受講費・代替職員雇用費
☐ 保育士			☐ 喀痰吸引等指導者育成伝達講習費・代替職員雇用費
☐ 看護師			☐ 喀痰吸引等第3号研修受講費・代替職員雇用費
☐ 保育士			☐ 喀痰吸引等指導者育成伝達講習費・代替職員雇用費
☐ 看護師			☐ 喀痰吸引等第3号研修受講費・代替職員雇用費
☐ 保育士			☐ 喀痰吸引等指導者育成伝達講習費・代替職員雇用費
合計人数		合計研修時間	

加算項目等		実施状況等
A	医療的ケア対応看護職員雇用費 <個別園受入れ園> 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ・ 医療的ケア対象児童1人につき、医療的ケアに対応する看護職員を雇用している。 ※医療的ケア対応の看護職員を複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間数ごとに加算し、医療的ケア対象児童1人につき2・3号は160時間、1号は100時間を上限とする。	☐ 有 ☐ 無 合計人数 人 合計労働時間 時間
	医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) <個別園受入れ園> 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童として受入れ調整を行い、入所決定した児童がいる。 ・ 医療的ケア対象児童を受け入れるために、新たに看護職員を雇用し、医療的ケアの習得や園内の環境整備、主治医との調整などの受入準備をしている。 ・ 新たに雇用した看護職員が、医療的ケア対象児童に対し必要な医療的ケアを実施する予定。	☐ 有 ☐ 無 合計人数 人 合計労働時間 時間
C	医療的ケア対応看護職員雇用費(訪問看護利用) <個別園受入れ園> 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ・ 区及び局への協議が済んでいる。	☐ 有 ☐ 無 実費入力欄 円
D	喀痰吸引等第3号研修受講費・代替職員雇用費 <共通> 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ・ 「喀痰吸引等研修(第3号)」を受講し、修了している。	☐ 有 ☐ 無 合計人数 人 合計研修時間 時間
E	医療的ケア対象児童に対する消耗品費等 <共通> 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。	☐ 有 ☐ 無

加算項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等
F	<u>サポート保育園専任看護職員雇用費</u> <サポート保育園> 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。	☐ 有 ☐ 無
G	<u>喀痰吸引等指導者育成伝達講習費・代替職員雇用</u> <サポート保育園> 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。 ・ 当該年度に喀痰吸引等指導者育成伝達講習を修了している。	☐ 有 ☐ 無 合計人数 人 合計研修時間 時間
H	<u>2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用</u> <サポート保育園> 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた、2人目以降の児童が在籍している。 ・ 医療的ケア対象児童1人につき、サポート保育園専任看護職員のほかに、2人目以降の医療的ケアに対応する看護職員を雇用している。 ※ 医療的ケア対応の看護職員を複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間数ごとに加算し、医療的ケア対象児童1人につき160時間を上限とする。	☐ 有 ☐ 無 合計人数 人 合計労働時間 時間
I	<u>2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)</u> <サポート保育園> 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童として受入れ調整を行い、入所決定した2人目以降の児童がいる。 ・ 2人目以降の医療的ケア対象児童を受け入れるために、新たに看護職員を雇用し、医療的ケアの習得や園内の環境整備、主治医との調整などの受入準備をしている。 ・ 新たに雇用した看護職員が、医療的ケア対象児童に対し必要な医療的ケアを実施する予定。	☐ 有 ☐ 無 合計人数 人 合計労働時間 時間
J	<u>2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(訪問看護利用)</u> <サポート保育園> 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた、2人目以降の児童が在籍している。 ・ 区及び局への協議が済んでいる。	☐ 有 ☐ 無 実支出額 円

以下K以降は3月分の請求時のみ加算

	加算項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等
K	<u>医療的ケア対象児童に対する災害対策備品費</u> <共通> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 当該年度に区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ・ 地震等の災害発生による停電等を想定した、医療的ケア児の安全の確保に必要な備品を購入等している。	☐ 有 ☐ 無 実支出額 円
L	<u>医療的ケア対象児童に対する備品費</u> <共通> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 当該年度に区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ・ 医療的ケア児の保育・教育のために個別に必要な備品を購入等している。	☐ 有 ☐ 無 実支出額 円
M	<u>医療的ケア対象児童に対するICT機器導入費</u> <共通> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 当該年度に区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ・ 医療的ケア児とのコミュニケーション等のためのI C T機器を導入している。 ・ 機器を導入する際に複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等をしている。	☐ 有 ☐ 無 実支出額 円

産休等代替職員雇用費実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所所在地

施設・事業所名

代表者職・氏名

産休等期間中の産休等代替職員雇用費について、次のとおり実績を報告します。
併せて、当該産休等職員の産休等期間前の雇用及び勤務形態を証するもの、産休等期間を証するもの及び産休等期間中に賃金を支払ったことがわかるものを提出します。
なお、本報告書に記載した事項については、相違ありません。

1 出産することとなる者及び病気等のため2週間以上療養が必要な者に対して、労働基準法第11条に規定する賃金の全額の支給をする就業規則又は労働契約について

- (1)産休： 賃金の全額を支給する就業規則又は労働契約 ☐あり ☐なし
ありの場合記入【産前： 週(多胎妊娠 週)、産後： 週(多胎妊娠 週)】
- (2)病休： 賃金の全額を支給する就業規則又は労働契約 ☐あり ☐なし

2 産休等職員の状況について

(ふりがな) 氏 名 (生年月日)	(年 月 日生) 歳	要綱別表の 資格種別	
出産予定日		傷病名	
出産日		病院名	
産休 期間	年 月 日 年 月 日	病休 期間	年 月 日 年 月 日
産休日数(※ 1)	計 日 ①	病休日数(※1)	計 日 ②
◎産休等の期間が年度をまたがる場合は、下段も記入。年度をまたがらない場合は空欄			
当該年度の 産休 期間	年 月 日 年 月 日	当該年度の病 休 期間	年 月 日 年 月 日
産休日数(※ 1)	計 日 ①'	病休日数(※1)	計 日 ②'
1日の雇用契約時間※2		時間 ③	

※1産休・病休日数は休暇取得者の雇用契約上の勤務日数から、休暇取得中の出勤日数(出勤したであろう日数)を算出し、記入してください。

※2所定労働時間(休憩時間を除く)を記入してください

3 職員雇用経費について

要綱別表の 資格種別	要綱別表による 単価(時給)④	1日あたりの時間⑤ (③を転記)	1日あたり単価 ④×⑤＝⑥	勤務日数 (①もしくは ②を転記 ※)⑦	産休等代替職員雇用費計(円) ⑥×⑦

※産休等期間が年度をまたがる場合は①'もしくは②'を転記

注1 1日の雇用契約時間は、産休等職員の雇用契約上の所定労働時間を記載するものとする。

注2 以下の書類を添付すること。

- ・産休等職員の賃金の全額を支給する就業規則又は労働契約書の写し
- ・産休産後休暇の期間がわかる就業規則の写し
- ・産休等職員の雇用契約書等の写し等(雇用形態、勤務形態、勤務日数、勤務時間等がわかるもの)
- ・産休等職員の妊娠証明書又は医師の診断書(出産予定日又は療養が必要な期間の記載のあるもの)の写し
- ・出産日を証する書類(母子健康手帳でも可)の写し
- ・産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるものの写し

注3 年度を越えて産休等を取得する場合は、再度「産休等代替職員雇用費実績報告書」を作成し、前年度の実績報告書の写しを添付して提出すること。

注4 病休期間は最大で90日までとする。

第三者評価受審加算 申請書・報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所名

第三者評価受審加算について、次のとおり（申請・報告）します。

1 受審の詳細について

受審評価機関	
（その他の場合、詳細）	
受審期間	～
前回受審年度 注1	
前回加算適用年度 注2	

第三者評価受審加算は、申請・報告を行う年度内に受審費用を支払ったものが対象です。

注1 前回、加算の適用を受けた第三者評価を受審した年度を指します。

注2 前回、加算の適用を受けた年度を指します。本年度を含む5年度間に受審し、かつ、加算の適用を受けた場合は対象外です。

2 受審費用について

受審費用 ①	円
第三者評価受審加算 ② （公定価格）	円
第三者評価受審費助成請求額 ③ （向上支援費）（①－②）	円

※第三者評価受審費助成額は上限60万円です。①欄には、受審費用と上限60万円のいずれか低い額を記載します。

※②欄は、公定価格における第三者評価受審加算の合計額を記載してください。

・認定こども園以外

【 $(150,000 \text{円} \div 3 \text{月初日の利用子ども数}(10 \text{円未満の端数切捨て})) \times 3 \text{月初日の利用子ども数}$ 】

・認定こども園

【 $(75,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}(1 \text{号})(10 \text{円未満の端数切捨て})) \times 3 \text{月初日の利用子ども数}(1 \text{号})$
 $+ (75,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}(2 \cdot 3 \text{号})(10 \text{円未満の端数切捨て})) \times 3 \text{月初日の利用子ども数}(2 \cdot 3 \text{号})$ 】

※幼稚園・居宅訪問型以外の施設においては③第三者評価受審費助成請求額は①（受審費用と60万円のいずれか低い額）から②を引いた額です。

※②及び③については、5年度につき一度加算の適用を受けることができます。

日曜日			1 ()	2 ()	3 ()	4 ()	5 ()	6 ()	7 ()	8 ()	9 ()	10 ()	11 ()	12 ()	13 ()	14 ()	15 ()	16 ()	17 ()
補助員氏名及び雇用時間		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

日曜日			18 ()	19 ()	20 ()	21 ()	22 ()	23 ()	24 ()	25 ()	26 ()	27 ()	28 ()	29 ()	30 ()	31 ()	計	補助員 確認印
補助員氏名及び雇用時間		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			

◎子育て支援員研修参加時間分（見学実習分を除く）（※子育て支援員研修に参加したことが分かる書類を添付してください。）

			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	小計②	補助員確認印
氏名及び雇用時間		始	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:		
		始	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:		

◎現任研修時代替保育実施時間分（※現任研修に参加したことが分かる書類を添付してください。）

			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	小計③	補助員確認印
氏名及び雇用時間		始	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:		
		始	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:		

小計①

（小計①と325
時間を比べて少
ない時間数）＋
小計②＋小計③

⇒ 雇用時
間合計
※

時間

※雇用時間合計については、30分以下は30分に、31分以上は1時間に切り上げてください。

（注1）保育士資格を持つ補助員については、資格（有・無）の「有」を丸で囲んでください。

（注2）補助員の数に応じて、複数枚お使いください。

（注3）休憩時間は除いて記載してください。

交通費負担軽減助成実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
事業所所在地
施設・事業所名
代表者職・氏名

年 月分
の居宅訪問型保育事業にかかる交通費負担軽減助成について次のとおり実績報告します。

事業所名	
------	--

〔実績内訳〕

児 童 の 階 層 区 分	児童氏名 ①	補足給付 請求可能額 ②	交通費実費 ③	比較金額 ④(③-②)	助成対象 上限額 ⑤	請求金額 (④と⑤を比較して少 ない額)
補足給付 対象児童					21,000円	円
						円
						円
						円
補足給付 対象外児童						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
計						円

<添付書類>訪問経路とその訪問経路に係る交通費がわかるもの

第7号様式

医療的ケア対象児童に対する災害対策備品費実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所所在地

施設・事業所名

代表者職・氏名

医療的ケア対象児童に対する災害対策備品費について次のとおり実績報告します。

1 購入等経費について

項番	備品名	数量	費用	使途・目的
1				
2				
3				
4				
5				

2 申請額等について

購入等費用	
	円
申請額	
	円 ※ 上限額は10万円です。
添付書類	(1) 医療的ケア児が災害対策として必要となる備品の仕様等を詳細に確認できる資料 (2) 納品書等の写し (3) 領収書等の写し

【担当者】

所属・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

医療的ケア対象児童に対する備品費実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
施設・事業所所在地
施設・事業所名
代表者職・氏名

医療的ケア対象児童に対する備品費について次のとおり実績報告します。

1 購入等経費について

項番	備品名	数量	費用	使途・目的
1				
2				
3				
4				
5				

2 申請額等について

購入等費用	円
申請額	円 ※ 上限額は10万円です。
添付書類	(1) 医療的ケア対象児童の保育・教育のために個別に必要なとなる備品の仕様等を詳細に確認できる資料 (2) 納品書等の写し (3) 領収書等の写し

【担当者】

所属・氏名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

第9号様式

医療的ケア対象児童に対するＩＣＴ機器導入費実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所所在地

施設・事業所名

代表者職・氏名

医療的ケア対象児童に対するＩＣＴ機器導入費について次のとおり実績報告します。

1 導入経費について

項番	機器名	数量	費用	使途・目的
1				
2				
3				
4				
5				

2 申請額等について

導 入 費 用	
	円
申 請 額	
	円 ※ 上限額は20万円です。
添付書類	(1) 医療的ケア児ＩＣＴ機器に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料 (2) 医療的ケア児ＩＣＴ機器の見積書等 (3) 納品書等の写し (4) 領収書等の写し

【担当者】

所属・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

登園時の持ち物負担軽減助成申請書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
施設名

登園時の持ち物負担軽減助成について次のとおり申請します。

1 保護者がおむつを持参しないことにつながる取組

(1) 助成要件

次の要件を全て満たすことを確認しました。

- ☐ 紙おむつ等定額利用サービスの導入又は園にておむつを購入する等により、0～2歳児クラスまでに在籍する児童（以下「対象児童」という。）の保護者がおむつを持参しないことにつながる取組を実施している。
- ☐ 当該取組において、助成額のうち少なくとも半額（一人あたり500円/月）を保護者負担軽減に充てている。
- ☐ 対象児童の保護者の意向により、おむつの持参を無くす取組の実施を希望しない場合、保護者負担軽減額の範囲内で当該児童のおむつをあらかじめ準備し、当該児童がおむつを使用した際は、保護者にその費用負担を求めている。

(2) 実施内容

紙おむつ等定額利用サービスの導入

導入状況（ ）

ア 利用事業者名（ ）

イ 実施期間

 開始日 年 月 日
 終了日 年 月 日 合計 月

うち有料期間

 開始日 年 月 日
 終了日 年 月 日 合計 月

ウ サービス利用人数（2歳児）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
人	人	人	人	人	人	人	人	人

エ 利用料総額（一人あたり月） 円

※利用料総額とは、本加算を充当する前の定額利用サービスの正規料金を指します。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

オ 保護者負担軽減額（一人あたり月） 円

※「保護者負担額」ではないのでご注意ください。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

園にて準備（購入・リース等）

導入状況（ ）

ア 実施期間

 開始日 年 月 日
 終了日 年 月 日 合計 月

イ サービス利用人数（2歳児）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
人	人	人	人	人	人	人	人	人

ウ 利用料総額（一人あたり月） 円

※利用料総額とは、本加算を充当する前の定額利用サービスの正規料金を指します。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

エ 保護者負担軽減額（一人あたり月） 円

※「保護者負担額」ではないのでご注意ください。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

2 保護者が保育等に必要な物品を持参しないことにつながる取組

(1) 助成要件

次の要件を全て満たすことを確認しました。

- ☐ 食事用エプロンや手口拭き等の、対象児童が施設・事業所の利用時間中に使用する物品（以下「保育等に必要な物品」という。）について、定額利用サービスの導入又は園にて購入する等により、対象児童の保護者が保育等に必要な物品を持参しないことにつながる取組を実施している。
- ☐ 助成額の全額を保護者負担軽減に充てている。
- ☐ 対象児童の保護者の意向により、おむつ以外の持参を無くす取組の実施を希望しない場合、保護者負担軽減額の範囲内で当該児童の保育等に必要な物品をあらかじめ準備し当該児童が保育等に必要な物品を使用した際は、保護者にその費用負担を求めている。
- ☐ 「1 保護者がおむつを持参しないことにつながる取組」の助成を申請している。

(2) 実施内容

※以下の物品のうち実施期間が一番期間が長いもの（無料期間を除く）に丸をつけてください。

実施している物品（その他の場合は物品名を記入してください。）	実施状況	実施方法
食事用エプロン・手口拭き ・シーツ・ビニール袋 ・ペーパータオル・衣類	☐ 実施している ☐ 実施していない	☐ 定額利用サービス ☐ 園にて準備
その他（ ）		

上記「(2) 実施内容」に「実施している」を2つ以上記載している場合、以下の開始日・終了日には一番期間が長いものを入力してください。

実施期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

うち有料期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

ウ サービス利用人数（2歳児）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
人	人	人	人	人	人	人	人	人

3 添付書類

要綱第5条に規定する取組の実施及び第8条第3項の要件を満たすことを証する書類

登園時の持ち物負担軽減助成審査結果通知書

施設・事業所番号 _____

施設・事業所名 _____

横浜市長

令和 年度の登園時の持ち物負担軽減助成については、次のとおり助成可否を決定しましたので通知します。

1 助成可否及び内容

(1) 保護者がおむつを持参しないことにつながる取組

助成可否	可	・	否		
否の場合の理由（				）	
施設事務費分	助成単価	円	合計		月
	助成決定額	円			
保護者負担軽減分	助成単価	円	合計		月
	助成決定額	円			

(2) 保護者が保育等に必要な物品を持参しないことにつながる取組

助成可否	可	・	否	・	申請なし	
否の場合の理由（					）	
保護者負担軽減分	助成単価	円	合計		月	
	助成決定額	円				

(3) 助成決定額合計
円

2 交付条件

- (1) この助成金は、登園時の持ち物負担軽減事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 虚偽その他不正な手続で助成金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (3) この助成金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

登園時の持ち物負担軽減助成実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
施設名

登園時の持ち物負担軽減助成について次のとおり報告します。

1 保護者がおむつを持参しないことにつながる取組

(1) 助成要件

次の要件を全て満たすことを確認しました。

- ☐ 紙おむつ等定額利用サービスの導入又は園にておむつを購入する等により、0～2歳児クラスまでに在籍する児童（以下「対象児童」という。）の保護者がおむつを持参しないことにつながる取組を実施している。
- ☐ 当該取組において、助成額のうち少なくとも半額（一人あたり500円/月）を保護者負担軽減に充てている。
- ☐ 対象児童の保護者の意向により、おむつの持参を無くす取組の実施を希望しない場合、保護者負担軽減額の範囲内で当該児童のおむつをあらかじめ準備し、当該児童がおむつを使用した際は、保護者にその費用負担を求めている。

(2) 実施内容

紙おむつ等定額利用サービスの導入

導入状況（ ）

ア 利用事業者名（ ）

イ 実施期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

うち有料期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

ウ サービス利用人数（2歳児）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
人	人	人	人	人	人	人	人	人

エ 利用料総額（一人あたり月） 円

※利用料総額とは、本加算を充当する前の定額利用サービスの正規料金を指します。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

オ 保護者負担軽減額（一人あたり月） 円

※「保護者負担額」ではないのでご注意ください。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

園にて準備（購入・リース等）

導入状況（ ）

ア 実施期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

イ サービス利用人数（2歳児）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
人	人	人	人	人	人	人	人	人

ウ 利用料総額（一人あたり月） 円

※利用料総額とは、本加算を充当する前の定額利用サービスの正規料金を指します。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

エ 保護者負担軽減額（一人あたり月） 円

※「保護者負担額」ではないのでご注意ください。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

